

第四百十二回
会 国

参議院交通・情報通信委員会会議録第十三号

平成十年四月二十三日(木曜日)
午前十時二分開会

委員の異動

四月二十一日

吉川 春子君

補欠選任
上田耕一郎君

四月二十二日

瀨谷 英行君

補欠選任
瀨谷 英行君

四月二十三日

瀨谷 英行君

補欠選任
瀨谷 英行君

出席者は左のとおり。

委員長
理事
委員
川橋 幸子君
景山俊太郎君
亀谷 博昭君
陣内 孝雄君
寺崎 昭久君
但馬 久美君

委員

加藤 紀文君
高木 正明君
保坂 三蔵君
溝手 顕正君
守住 有信君
山本 一太君
中尾 則幸君
松前 達郎君
及川 一夫君
瀨谷 英行君
上田耕一郎君
筆坂 秀世君

国務大臣

運輸大臣

戸田 邦司君

政府委員

大蔵省主計局次長

寺澤 辰磨君

運輸省運輸政策局長

土井 勝二君

運輸省海上交通局長

岩村 敬君

運輸省海上技術安全局長

山本 孝君

運輸省港湾局長

相原 力君

海上保安庁長官

濱田 弘二君

郵政大臣官房総務審議官

木村 強君

郵政省電気通信局長

谷 公士君

郵政省放送行政局長

品川 萬里君

事務局側

常任委員会専門員

館野 忠男君

説明員

文部省教育助成局財務課長

加茂川幸夫君

参考人

通信・放送機構理事長

森本 哲夫君

本日の会議に付した案件
○参考人の出席要求に関する件
○海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
○特定公共電気通信システム開発関連技術に関する

る研究開発の推進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(川橋幸子君) ただいまから交通・情報通信委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。本日、瀨谷英雄さんが委員を辞任され、その補欠として瀨谷英行さんが選任されました。

○委員長(川橋幸子君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律案の審査のため、本日、参考人として通信・放送機構理事長森本哲夫さんの出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(川橋幸子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(川橋幸子君) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○中尾則幸君 おはようございます。民主党・新緑風会の中尾でございます。

今回の海防法の法律改正は、言うまでもなく昨年一月のロシアのタンカー、ナホトカ号の事故、さらには七月のダイヤモンドグレース号の事故等々、日本近海における油防除体制をいかに迅速にするかという目的で改正がなされたと思っております。さて、昨年私は当委員会でナホトカ号に関して

油防除体制のあり方、政府の危機管理のあり方等々質問をさせていただきまして、今回の海洋汚染防止法の改正にも大変かかわる問題でございますので、昨年のナホトカ号の政府の対応策がいかにおこなわれていたか等々について若干振り返ってみたいと思います。

ナホトカ号の事故は、御存じのように昨年の一二月二日発生いたしました。それで一月五日になつて、海防法に業務等が明記されている海上災害防止センターが当法律第四十二条の三十六第一項第二号に基づいて船主からの委託業務を発動しております。これは原因者からの委託ということで、二号業務と言うことでございます。さらには、事故発生から十二日たつてようやく海上保安庁長官が海上災害防止センターに対して当法律第四十二条の三十七に基づいて緊急的措置を指示してございます。

この四十二条の三十七というのは一号業務に当たるのでございますが、ちよつと読んでみます。『海上保安庁長官は、緊急に排出特定油の防除のための措置を講ずる必要がある場合において、この緊急措置を指示することができる。』というふうになっております。

しかし、当時のことを振り返ってみますと、もう既に事故発生から五日目の一月七日、私も現場に行つてまいりましたが、福井県の三国町に油が漂着しております。その後、加賀海岸等々で油汚染が大変深刻な状態にございました。こんな状態の中で、なぜ事故後十二日もたつた一月十四日にいわゆる一号業務が発動されたのか。私は、これは重大な事故を目の当たりにしながら海上災害防止センターの役割である海上災害の発生及び拡大の防止という認識に欠けていたのではないかとこのほか、私は、二月二十日の委員会でございます

ますが、なぜ災害対策本部の設置がおくれたのかということも指摘させていただきました。つまり、ナホトカ号事故関係関係省庁連絡会議、これは十八省庁から成っておりますが、開催したのが一月六日曜日、それから一月十日金曜日になってようやく運輸大臣を本部長とする災害対策本部を設けたということでございます。

さて、こうした指摘の中で、私なりに当時の海防法をじっくり読ませていただきました。これは法律に欠陥があるのではないかと指摘をさせていただきまして、こうした指摘に対して、当時の海上保安庁長官はどのように答えております。一月五日に船主とセンターとの間に正式契約ができた、これが委託業務である。つまり、原因者である船主が防除するというのはこれはもう当たり前のことですが、ようやく一月五日になって船主との間に正式契約ができたということでございます。

じゃ、なぜ一月十四日になったのかということについて、当時の海上保安庁長官は私の質問に対して、法律の不備ということをお答えいただいただけませんでした。しかし、この海上災害防止センターというのは、言うまでもなく海防法に明記されている任務、役割を負っているわけでございますが、こういうふうな緊急出動ができないような法律の欠陥がどこにあるか、海防法の見直しも必要でないかと私は指摘いたしました。

この指摘に対して、当時の古賀運輸大臣はこう答弁してございます。「今御指摘いただいておりますこの海防法、確かに原因者による防除措置を基本といたしておりますが、今回のような事故を考えた場合に、「相手国によつてはなかなか我々が期待するどおりのことをやっていただけない。こういうことを踏まえまして、やはりこうした見直しという観点からも検討する必要がある」とお答えいただきました。恐らくこうした質疑を通してこの海防法の改正に至ったということは、去年の委員会で大変に約束していただきました見直しに早速着手されたということについては私は大変

敬意を表するものでございます。それで、今回の法改正でこうした問題は具体的にどう改善されるのか、まず簡潔に運輸大臣からお答えいただきたいと思っております。

○国務大臣(藤井孝男君) 詳しくは政府委員の方、海上保安庁長官の方から申し上げたいと思っております。

今回の改正によりまして、今御指摘ありました原因者側の防除義務の有無にかかわらずセンターに対して必要な措置を指示することができる、こういうことになったものであります。これによりまして、ナホトカ号の事故のような領海外において外国船舶から大規模な油流出事故が起こった場合におきましても、より迅速、的確な防除体制を整備が図られるものと認識をいたしているとございいたします。

○政府委員(相原力君) 補足して御説明をさせていただきます。ただいま中尾先生から御指摘があったとおりでございます。昨年の二月二十日に運輸委員会におきまして先生から御指摘をいただいた。私もナホトカ号の教訓、それから昨年七月二日のダイヤモンドグレース号の教訓を生かして、即応体制をいかにするかということであるという検討を行ってまいりました。なほ、先生の御質問の中で、一月二日に発生したのになぜ指示がおくれたかという観点でございます。

これは当時の長官もお答えしているもので繰り返しになるかと思いますが、当時の事情といたしましては、先生御指摘ございましたように、一月五日、この時点ではまだ三國沖約六十キロメートルの外に船首部が漂流していたわけでございます。業務が既にナホトカ号の方とセンターの方で契約ができていたということでございます。それで、センターに海上保安庁長官が指示をしたのは十四日になったわけでございますが、これにつきましては、三國に船首部が漂着したのが一

月七日の時点でございしますが、非常に不安定な状態で船首部が漂着したということで、場合によっては船首部から油が大量に流出するおそれもある。その撤去については技術上非常に難しい問題がございまして、そういう観点で、潜水調査によつて抜き取り措置をどういうふうにしたらいいかというふうな検討が必要である、あるいは専門家により工法の検討も必要である、あるいは関係自治体との調整も必要である、こういうようなことを行つた上でセンターに指示する必要があるということ、結果的に十四日に指示をしたということでございます。

そういう状況でございますが、法律上の問題としては、先生御指摘のとおり、あるいは大臣からも御説明したとおりでございます。領海外にある外国船舶については現行法では海上保安庁長官がセンターに対する指示ができないようになっておりますので、今回、即応体制を十分にしようという観点から、領海外における外国船舶についても海上保安庁長官がセンターに対して措置をするように指示することができるような改正を盛り込みたいということで御審議をお願いしているところでございます。

○中尾則幸君 今の説明でもありましたが、領海外で起こったので現海防法では手出しができません、こういうことなんです。よくよく読みましたら、現海防法の三十九条三項の縛りがあるというところであります。ですから、当時の海上保安庁長官の答弁も、三國沖に着いた船首をいろいろ調査して、これでは船主に任せては大変なことになるということでもうよく指示業務を出したというふうに答えてございます。長々と申し上げさせていただきます。

それでは、もう一度確認したいんですが、この法改正が成りましたら、例えば十二日後ということとは全くなく直ちにこれは油防除体制を海上災害防止センターに海上保安庁長官が指示できる、こういうふうな理解してよろしいですか、今回の法律改正では。

○政府委員(相原力君) 海上保安庁長官が指示できる業務、いわゆる一号業務でございますが、これは法律上要件がございまして、船舶所有者等が油防除措置を講ずべきことを命じてその措置を講じていない場合、または措置を講ずべきことを命ずるいとまがないと認められる場合に長官がセンターに対して指示できるということになっておりますので、そういう要件に合致する限り直ちに指示することは可能でございます。また、そういう状況においては適切な、速やかな指示を行うつもりでございます。

○中尾則幸君 それでは、原因者からの委託により行う防除措置、先ほど言つた二号業務と海上保安庁長官の指示により行う一号業務がございしますが、状況によつては一号業務の方が先行するということもあり得るわけですか、長官。

○政府委員(相原力君) 先ほどお答え申し上げましたように、一定の要件がございまして、緊急に防除措置を講ずる必要がある場合で防除措置を講じていないと認められるとき、あるいは講ずることを命ずるいとまがないと認められるときに適用されるものでございます。したがって、こういう要件に該当する場合には、いわゆる二号業務の契約の前であっても適用される場合がございいたします。また、そういう場合には速やかに指示をするつもりでございます。

○中尾則幸君 今回の法改正は、ああいうナホトカ号等々の事故があつて、いろいろ海防法はそろえておつたんですけれどもなかなか機能しない場合もあつたということで、今回の法改正で一段と迅速な防除体制ができるかなと私は思っております。

次でございますが、領海外の外国船舶がナホトカ号のように油流出事故を起こした場合に、費用請求の問題をお伺いしたいと思つたんですが、補償についてはどうなっているか、費用請求についてはどうなっているか、お答えください。

○政府委員(相原力君) 一般的に費用請求につきましては、油タンカーの場合とそれ以外の船舶の

場合と場合分けをして法律上も考えているところ
でございます。

油タンカーの流出事故につきましては、発生し
た汚染による損害の賠償を保障する国際的な制度
が確立されておりまして、油濁の条約があるわけ
でございますが、我が国においては油濁損害賠償
保障法が国内法化されております。これに基づき
まして、防除措置が相当の措置に要する費用、要
する適切な措置に要する費用と認められれば、
国際油濁補償基金という国際的な基金がございま
すが、そういうところから補償がなされることにな
っております。

一方、油タンカー以外の船舶、貨物船等から油
が流出した場合の防除措置費用の請求についてで
ございますが、これは海洋汚染防止法に基づきま
しては現在、海上保安庁、そして海上災害防止セン
ターについてはその補償請求についての明確な規
定が設けられておりますが、それ以外については
はっきりと書かれておりません。今般、原因者負
担の原則の観点から、関係行政機関に対して海上
保安庁長官が出動の要請をするという規定を改正
案でお願いしているわけでございますが、そうい
う場合、関係行政機関等が防除のために要した費
用等についても原因者側に請求できることを法令
上明記するというところでお願いをしているところ
でございます。

○中尾則幸君 ナホトカ号の問題点を振り返って
みたんですが、補償問題についてちょっと一点伺
いたいです。

関係団体あるいは地方自治体などから出されて
いる、今長官から御説明のありました国際油濁補
償基金への補償請求額が報道によりまして三百億
円を超えておると。御存じのように補償限度額が
二百三十一億円となっております、限度額を七
十五億円以上上回っているというところございま
す。

基金の査定については今なおいつ終了するかは
わからないというところございますが、自治体あ
るいは旅館業者、漁業者等々いろいろ大変な負担

を強いられてきたわけでございますけれども、政
府としてこういった補償あるいは支援措置につい
てどのように取り組んでこられたのか、今後どう
するのか、一点お答え願いたいと思ひます。

○政府委員(岩村敬君) 先生御指摘のとおり、今
回の油の流出事故、非常に油濁の損害額が大きい
ということ、国際油濁補償基金の方で最終的な
補償をするという段取りになっております。

そこで、今御指摘のとおり、基金に対しては三
百十四億円の補償請求が出ておるところでござい
ます。ただ、この補償請求につきましては、国際
油濁補償基金と被害者との間で交渉をして最終的
に民事的に額を決めていくということになりま
す。そういうことで時間がかかっておるわけでござ
います。被害者の事情も考慮いたしまして既に
補償金の一部として四十五億円をお支払いした
というふうに承知をいたしておるところでござい
ます。

それから、これが最終的にどう、いつごろ決着
するんだというお尋ねだと思ひますが、この点に
ついては、今申し上げたように、油濁補償基金が
被害者の方といろいろ交渉を進めておるわけで、
さらにそこに保険会社の査定作業が入ってござ
います。ただ、この査定作業自体につ
いては民事上の手続で進んでまいりますので、そ
の終了めどについてははっきりとしたことを申し
上げられないわけでございますが、我々の情報で
は、基金の事務局の情報として、ことしの夏ごろ
までにはというようなことを福井県知事の方に
話をしたという情報は承知をしておるところで
ございます。

○中尾則幸君 政府としても昨年の委員会でもい
ろいろお約束いただきました、でき得る限りの支
援をとらせていただくことについて、今後
ともぜひともお願い申し上げたいと思ひてござ
います。

続いて、昨年の七月二日、東京湾で起きました
大型タンカー、ダイヤモンドグレース号事故に関
して何点か御質問申し上げます。

このダイヤモンドグレース号事故発生直後に
迅速に災害対策本部を設けたというのは、私はナ
ホトカ号の教訓が生かされていったなと。それで、
油の流出量、いろいろ報道されていきました。油の
流出量が過大に見積もったんじゃないかと。私
は、結果的に小さければ問題はない、少なくとも
大災害を前提とした取り組みについてはそう問題
はなかったんじゃないか。小さく見積もって大き
な災害に対処するよりも、その点については、取
り組みについてはそう間違っていないかなってんじ
やないかと私は思っております。

ただ一つ、いろいろ指摘されている中で、オイ
ルフエンス等の防除資機材がなかなか集まらな
かったということが指摘されております。確かに民
間の方々の応援も得たり、それから輸送ルートに
どうするかということもこれであり、簡単にはい
かないと思うんですが、これらの反省に立つて今
運輸省としてはどのような対策をとっておられる
のか、簡単に御説明願ひます。

○政府委員(相原力君) お答え申し上げます。
ただいま中尾先生から御指摘がありましたこと
り、ダイヤモンドグレース号の事故の対応につ
きまして、私もいろいろ反省点があるかと思
っております。それに対応して適切な措置を講じ
たいというふうに考えているところでございま
す。

東京湾につきましては、従来から防除体制の強
化を図ってきたわけでございまして、ダイヤモン
ドグレース号の事故に際しましてでもできる限りの
対応を図ったつもりでございましたが、非常に関
係者も多数であるということ等から、結果的に対
応が我々が当初やらなければならぬと考へてい
る基準からしてもなかなか速やかにはできなかつ
たという問題はあったかと思ひます。

こういうことを反省材料、教訓にいたしまし
て、海上保安庁といたしまして、事故後直ちに、
全国の管区海上保安本部に対しまして、防除資機
材の配備の状況等について把握を徹底するように
改めて指示を行いました。

また、各管区本部におきましては、特に資機材
についての配備状況とか性能限界あるいは使用条
件等を明確に把握すること、そして資機材の輸送
方法あるいは作業船等の必要な体制を確認して、
これらをリストに整理して、事故が発生した場合
には迅速に対応が図られるように体制を整えた
ところでございます。

それから、特に東京湾のように多数の関係機関
への情報伝達を必要とするような場合には、速や
かな連絡ができるように連絡体制を見直しまし
て、一斉に伝達できるように体制整備も図った
ところでございます。

あるいは、関係機関、特に国の関係機関、地方
自治体、関係民間団体等から成ります排出油防除
のための協議会というのがあるんですが、これを
東京湾で一本化するとか、あるいは対象海域を広
域化するというようなこともやっているとござ
います。

東京湾におきましては、特に油流出事故を想定
したマニュアルに基づきまして、情報伝達あるいは
資機材の動員を含む大規模な訓練を昨年の十二
月にも実施したところでございまして、今後と
も、関係者の連携を強めて迅速な対応が図られ
るように努めてまいりたいというふうに思っており
ます。

○中尾則幸君 全国的に防除資機材の状況の把握
あるいは輸送ルートの確保等、ぜひとも現実に即
応した体制で取り組んでいただきたいと思います
と思ひます。

ダイヤモンドグレース号についてもう一点お尋
ね申し上げます。

ダイヤモンドグレース号の原油流出事故、これ
は日本一のタンカー銀座と言われている東京湾周
辺海域で起きたわけでございまして、事故の原因
は、海難審判の判決が十二月二十五日に出され
て、水先案内人には業務停止一カ月、船長は罪は
不問に付されたというところでございます。

いずれにしても、船長と水先案内人の操船ミス
ではないかと言われておりますけれども、東京湾

に入る難所と言われている中ノ瀬航路付近ではこれまでたびたび事故が起きております。航路の安全確保が大きな問題ではないかと思っております。

私は現場海上には実際行っていないんですが、中ノ瀬航路は、今回のような事故を避けるために、西の端にA、B、Cと三つのブイを浮かべておいて、パイロットがこのブイを右に見ながら五百メートルの安全距離を保って航行するというふうになっておるようでございます。水深は所によって十二、三メートルという非常に浅いところがあるというふうにも指摘されております。

運輸省に伺いたいんですが、この中ノ瀬航路での事故を未然に防止するためにも、航路の安全確保というのは大事じゃないかと思っておりますが、どんな対策を立てているのか。聞くところによるとしゅんせつ計画もあつたやに聞いておりますけれども、航路の安全対策についての取り組みを簡単に御説明願います。

○政府委員(土井勝二君) ただいまの中ノ瀬航路に関連する航路の安全確保対策でございますが、運輸省では、このダイヤモンドグレース号の事故の直後に、昨年の七月に、海上保安庁長官あるいは関係局長から成る東京湾等輻輳海域における大型タンカー輸送の安全対策に関する検討委員会を直ちに省内に設けてまして、ただいまの中ノ瀬の問題も含めまして事故の再発防止策及び油防除体制の強化について検討いたしまして、本年一月に報告書を取りまとめたところでございます。

その中で、当面の施策と今後の施策、大きく言うところ、短期、中期と二つ含まれるかと思いますが、当面の施策といたしましては、東京湾の航行経路の指導を海上保安庁におきまして徹底をする、先生も今お話しになりました灯浮標を結んだ線から一定の距離を離して航行するといったような指導を徹底するというところ、それから同じく海上保安庁の東京湾海上交通センターにおける監視指導を強化する、こういった航行安全対策を講じてございます。また、当然、日本パイロット協

会に対しまして、事故の再発防止について指導をするということもござります。また、十年度の予算におきまして、灯浮標の大型化等によりまして東京湾における航路標識の視認性を向上させるという措置も実施する予定でございます。

それから、中長期的には、先生も今お触れになりましたけれども、中ノ瀬航路のしゅんせつ工事、これを検討し実施してまいりたい。また、航海用電子海図の整備、普及なども推進していくというところを検討しております。このしゅんせつ工事につきましては、漁業関係者等関係者がたくさんおられますので、それらの関係者との調整も鋭意進めてまいりたいというふうに考えてござります。

○中尾則幸君 しゅんせつといっても漁業者との関係がありまして、そこら辺は十分に配慮しながらいろいろな角度から検討していただきたいなと思っております。

油流出事故対策は、航路の問題だと今の法整備の問題、いろいろありますけれども、一つには船舶構造がほとんどの船がいわゆるシングルハル、一重底であるわけです。ダブルハルになれば問題はないんですが、なかなか進まないというところでございます。

運輸省は、こうした老朽船、ナホトカ号もそうであつたわけですが、老朽船排除に向けてPSC、ポートステートコントロールの強化をIMO、国際海事機関に呼びかけておりますけれども、具体的にどんなふうに取り組んでいらっしゃるのか、お聞かせ願います。

○政府委員(山本孝君) ポートステートコントロールの強化の件でございますが、先生お尋ねのとおり、我が国は昨年五月にPSCの強化につきまして提案を行っております。今後、この提案は具体的実施の方向に向けて鋭意検討が進められることになっております。

現在の国際的な枠組みでは、船舶の安全性そのものは一義的には旗国、その登録国が担保する責任を有しておりますので、この提案におきまして

は、ポートステートコントロールで船体構造に問題があるというふうにされました船舶について、通報を受けました旗国が一定期間内に是正措置を講じ、その旨をIMOに通報することとする制度を導入すべく提案をしているところでございます。

この提案は、さらに本年六月に、関係の旗国小委員会というのがございまして、そこで審議が深められることになっております。我が国といたしましては、その早期の実現に鋭意努力をしてみたいと思っております。

このほか、ポートステートコントロールは、一國のみ、我が国のみが一國のみでやってもなかなかその実効が上がりにくいところもござりますので、既にこれにつきましてはアジア太平洋地域におきましてポートステートコントロールに関する連携、協力を図るという趣旨で関係国の一つの集まりをつくつておるところでございまして、ほかにも欧州とか米州とか、それぞれ地域にございますので、こういったところがあるだけにグループ同士でも連携を深める必要がござりますので、本年三月に欧州大西洋地区とアジア太平洋地域の各国のポートステートコントロールの強化について関係閣僚会議が持たれてまして、そこでこのポートステートコントロールを一層強化していく旨の共同宣言が行われておるところでござります。

○中尾則幸君 海洋国日本の立場として運輸省が積極的にリーダシップをとっていく、PSCの強化に向けてIMOを通じてやっていくということとは、私は大変日本の果たす役割として大事じゃないかと思つてございまして、ぜひとも国際会議の場においてしっかりとした対策を提言していただきたいと思っております。

時間も余りありませんが、今もお話ししましたタンカーのダブルハル化について若干御質問申し上げます。

IMOは、油流出事故の防止策として、九三年七月六日以降に建造契約を結んだタンカー、船舶

二十五年以上のタンカーなどにダブルハル化を義務づけておると思っております。

ところで、日本が事実上所有しているタンカー、これは二百二十隻あるそうでございまして、この状況、それから今後の取り組み、あるいは世界各国の一万トン以上のタンカーのダブルハル化はどうなっているのか、これについてお答え願います。

○政府委員(岩村敬君) ちょっと順序が逆になるかもしれませんが、まず、世界でどれだけダブルハル化が進んでいるかということからお答えを申し上げたいと思つます。

一九九七年七月現在、昨年七月現在でございしますが、一万載貨重量トン、すなわち一万デッドウェイトトン以上の外航油タンカーの合計の隻数は三千百一十一隻ございまして、そのうちダブルハルとなつておるものが五百二隻、率で申しますと全体の二六％がダブルハル化をしておるわけでござります。

一方、我が国の商船隊のやはり一万デッドウェイトトン以上の外航油タンカーでございまして、先生今二百二十隻とおっしゃいましたけれども、正確には二百十九隻でございまして、そのうちダブルハルタンカーは四十二隻、全体の二一％を占めておるところでござります。

ただ、今御指摘いただいたように、なかなかこれが進まないという点があるわけでございまして、一つには、日本の商船隊の船につきましては比較的船齢が若い船が多々ございまして、なかなか代替建造の時期が来ないということもありまして、このまま放置しておればなかなか進みにくいという、日本についてはそういう状況にございまして。

したがって、昨年の事故の経験も踏まえまして、本年度より財政投融資計画で開発銀行により融資制度を拡充いたしまして、二重構造タンカーに対する融資比率を五〇％から六〇％に拡大する、また税制改正において特別償却制度を外航の二重構造タンカーにつきまして認めることと

し、一九％の特別償却が認められたところでございます。

○中尾則幸君 もう残り一分しかありません。

最後に、運輸大臣に伺いたいんですが、今の二重底の問題、これは船によって二十億から四十億ぐらいの改造費がかかるという。あるいは税制の問題点からいろいろの優遇措置等も講じていたきたいと思っております。この法律改正を契機に、油污防止に対する運輸大臣の決意を一言伺って、私の質問を終わります。

○国務大臣(藤井孝男君) 今回のナホトカ号の事故を通じて、私どもはいろんな教訓を得たと思っております。そして、昨年のこの委員会におきましても、また今般におきましても、それぞれの先生方、委員各位からいろいろの御指摘があったわけでありまして。

言ってみますと、我が国というのは非常に資源の乏しい国でございますから、とりわけ油、石油、化石燃料油というものは九八・八％外国から輸入して成り立っております。言いかえれば、日本という国はまさに油の上に浮かんでいる国と言っても過言ではないんじゃないか。

そういうことから考えますと、今般のナホトカ号あるいはダイヤモンドグレース号の事故というのは、常にそうした危険と背中合わせに我々は生活している。そういうことを踏まえまして、今般のこの法改正において万全を期しておりますけれども、今後ともなお一層危機管理、これはこうした油等の流出による災害はもとよりでありましたけれども、振り返ってみますと、日本の場合には雲仙・普賢岳の火山の噴火による大災害、あるいは台風による大災害、いわゆる地震等による阪神・淡路大震災等々、常にそうした危機とまさに隣り合せて生活している中で、やはり海洋国家として宿命的な存在である我が国、そうした中で運輸行政の基本である安全で安心して暮らす運輸行政を目指すためにも、今回の法改正で万全と私は言い切れるかどうか、そこまでの自信は持ち得ておりませんが、より一層の確な対応

はとれる体制ができたのではないかと、このように思っているところでございます。

○但馬久美君 公明の但馬久美でございます。

今の大臣の決意を伺っておりまして、本当にいよいよこの日本が海洋国として責任がある、またこれから担っていくなくてはならない時代が来ていると思っております。そういう中で質問させていただきます。

私自身も、昨年の一月のナホトカ号の流出事故の現場に行かせていただきました。当時の率直な思いは、まず、冬の日本海でやつぱり荒れ狂っている、そしてまたいつもお天気がどんよりしたあおりの中での事故でありました。現場を見ておきますと、自衛隊の方々が本場に首まで水につかって油の防除の作業に携わっていらしたわけなんです。そしてまた住民の方々、またボランティアの方々がひしゃくで油をすくって、パケツに入れて、そのパケツからまたドラム缶へと、あの作業を一日見ておりまして、本当に寒い中で、この文明が発達した中でああいう形では油の防除ができなかったのかと。当時まだまだ混乱していた状態のところ、私も一日だったんですけれども、行かせていただいていた手伝わっていた部分もありましたけれども、そういう中で今回、このナホトカ号の流出事故を契機にこの法律の一部を改正することにいたしました。再発防止のためにどのような対策を講じてこられたのか、その点からお伺いしたいと思います。

この油防除作業において、人員あるいはまた船舶の作業の効率面の悪かった部分、そしてまた作業機器の操作あるいはメンテナンスになれていなかった、そしてまた苦勞された部分、さらにロシヤやシンガポールからもいろいろ助けをいただいたり、その方々、メンバーとの意思疎通や共同生活また共同作業、そういうものがうまくいかなかった部分、また各自自治体の作業もばらばらで統一された作業の手順がなかった点などが指摘されております。これらはみんな緊急時の対応計画の不備が問われているのではないかと、いわゆる統一され

た国家の危機管理対策が明らかに無視されていた悲劇であったような気がいたします。この点どう考えていますか、どう対応されてこられたのか、まずお伺いいたします。

○政府委員(相原力君) ただいま但馬先生から御指摘があったとおり、昨年一月二日のナホトカ号の事故への対応、これは私ども、日本海側の百キロ以上の外洋で、特に冬場大気象条件が厳しいところで、事故が起こったときには六メートル以上も高い波があったというふうな状況下での大規模な油流出災害、これへの対応が非常におくれていたというのは率直に言って非常に反省しているところでございます。それから、ソフト面におきましてもいろいろな反省材料がございました。

これらを教訓に適切な対策を講じていく必要があるということで、ナホトカ号の事故直後、政府でも関係閣僚会議も設けられました。また、運輸省でも運輸技術審議会等々の場であるいろいろな検討が行われたところでございます。

政府全体といたしましては、昨年六月に防災基本計画の見直しを行いました。また、十二月には油流出事故に対するいわゆる国家的緊急時計画を全面的に改定いたしました。関係行政機関等の具体的な役割分担あるいは連携の強化等々、先ほど但馬先生から御指摘がありました点を含めまして、改めて明確にしたところでございます。

海上保安庁といたしましては、関係行政機関等とも十分連携を図って適切に対応を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

具体的に少し申し上げますと、先ほど油回収の方法がひしゃくですくっている非常に原始的な方法というように御指摘もございましたが、平成九年度の補正予算と平成十年度予算におきまして、外洋においても対応可能な大型油回収装置の整備とか、あるいは大規模な油流出事故に対応すべく必要な防除資機材の整備、特に高粘度の油に対応できるように資機材の整備も図っております。ま

た、これは運輸省の港湾局の予算でございますが、平成十年度予算において新たな大型のしゅんせつ兼油回収船の整備も図ることとしたところでございます。

また、現在御審議をいただいております海洋汚染防止法の改正によりますと、領海外で外国の船舶から油の流出があった場合にも海上災害防止センターに対して防除措置の実施を指示することができるようになるなど、一層我が国の油防除体制が強化されることになると考えております。

このような措置を講じて、日本近海における油流出事故に対して、海上保安庁といたしまして的確な対応を図ってまいりたいというふうに考えております。

○但馬久美君 ナホトカ号の油流出事故のときに各自自治体の非効率な対応が浮かび上がったわけなんですけれども、現在の防災基本計画の中に海上災害対策編を追加する方向で再発防止を図ろうとするものでもありませんけれども、このことによつて各自自治体の対応においては具体的にどのような点が改善されたのでしょうか。

○政府委員(相原力君) 先生御指摘のとおり、昨年のナホトカ号の事故が起こった時点におきましては、防災基本計画におきましても今回のような油流出災害については明確な規定がなかったわけでもございます。したがって、自治体についてもどのような義務といたしますか役割分担という明確な規定がなかったわけでもございますが、昨年六月に、先ほど申し上げましたように防災基本計画が改定されました。そこで海上災害対策編というところで油流出災害についても規定を整備したわけでございます。その中で関係機関の連携の対応について明確化を図りました。当然、地方公共団体についても具体的な役割が明確に規定されたところでございます。

こういう防災基本計画の改定を受けまして、現在、各自自治体が地域防災計画の見直しを行っております。一部は既に済んでいるところもございまして、そういう地域防災計画の中で海上災害の防

止に関する必要な体制の整備が図られているものというふうに考えております。

○但馬久義君 地域との連携、そしてまた国と自治体のあり方、今整備が整っているとおっしゃいましたけれども、その点しつかりまた見ていきたいと思っております。

次に、国家的緊急時計画の改定について伺いたいします。

OPRC条約、千九百九十年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約、これは平成元年三月の米国アラスカ沖での大規模流出事故を契機に採択された条約であると聞いております。

〔委員長退席、理事寺崎昭久君着席〕

この条約に基づいて平成七年の十二月十五日に策定されましたいわゆる国家的緊急時計画でありまして、これがナホトカ号事故では何の効果も発揮されないと一般世間から総括されておるんですけれども、先ほども話がありましたが、それを教訓に昨年の十二月に閣議決定された国家的緊急時計画の改訂版はどのように変化したのか。これは大臣にお尋ねいたします。

○国務大臣(藤井孝男君) 今お話ししましたこれまでの平成七年十二月に閣議決定されたものは、まさにアラスカ沖における大規模油流出事故等々踏まえて国家的緊急時計画を閣議決定したものであります。しかしながら、昨年のナホトカ号の事故の教訓等、これは先ほど中尾委員の方にもお答え申し上げましたけれども、我々はこの事故等によりさまざまな教訓を得まして、今後のこうした緊急時における計画をもう一回総合的に見直さなきゃならぬんじゃないだろうか。関係機関との緊密な連携をもっとでありませうけれども、個別的どこにどうという具体的問題があったのか、そういう点、それからさらにそのような場合の役割分担、こういうことをもつと明確化しなければならぬ、こういうことを踏まえて改定したわけでありまして、関係機関との連携

のもとに的確な対応を図っていく決意でありますけれども、先ほどもお答えいたしましたように、気象状況、どういった状況の中で事故が発生するかによっても大きく変わります。深夜であったり、また穏やかなときであったり、あるいは日本海のあの荒海の中で起きたり、いろんなことが想定されますので、本当にその都度その都度の、事故がないことをまず我々は目指していかなくやなりませんけれども、起きた際のその状況というものによつて大きく左右されることもありますけれども、今回の閣議決定によりまして、あらゆる事態を想定した上での確に役割分担、そして連携等々を図っていくことにより対応できる体制に改定をした、このように考えているところでございます。

○但馬久義君 細々とありますがどうございました。

北西太平洋地域の海上及び沿岸環境の油濁防除や管理等に関する国連環境計画の公海行動計画会議が日本で昨年の夏に開催されたことについて、この加盟国は、中国、日本そして北朝鮮、韓国、ロシア及び台湾でありますけれども、この会議は、地域に発生した油流出事故に対する準備計画や対応策を推進するのが使命とされておりまして、それがどのように現在進捗しているのか、お聞かせください。

○政府委員(土井勝二君) ただいま先生お尋ねの北西太平洋地域海行動計画、NOWPAPという計画がございまして、これの根拠は、先ほど先生もお触れになりました一九九〇年のOPRC条約を踏まえてできていますものでございます。それで、大きく申し上げれば日本海等の海洋環境の保全を目的としたしまして、我が国、ロシア、中国、韓国等が中心となって策定しているということでございます。

この中で、当然のことながらナホトカ号のような重油流出事故の際の対応に於いて沿岸国間が協調して行動するべきだ、その行動のあり方について検討しているということでございます。

APという行動計画に基づくフォーラム会議の第一回会合が昨年七月に我が国で開催され、また引き続き第二回会合がことしの四月十五日から十七日まで韓国で開催されております。

検討の中身といたしまして、一つは、汚染通報システムの確立、それからまた防除に関する資機材、専門家等の情報の収集管理、それから環境リスク情報の収集管理、こういったことについて、鋭意これらの関係国の専門家の間で検討をしていくということでございます。

○但馬久義君 日本海は本当に狭い中で、そういう各国との共通した部分と連携をとっていく部分、これは非常に大事なことだと思っておりますので、ぜひこの準備計画、そしてまたこの加盟国の会合は大事にしていただきたいと思います。

先ほど中尾委員からもありましたけれども、ダブルハルタンカーの改造促進について伺いたいします。

日本海域周辺ではダブルハルタンカーの油流出は皆無とさえ言われております。現在、IMOの規則では、シングルハルタンカーが二十五歳に達した場合はダブルハルタンカーに改造しなければならぬという規定があると伺っております。日本とまた世界のダブルハルタンカーの現況はどうなっているのか、先ほど少しお話ありましたけれども、もう少しお聞かせください。

そして、その建造費用の点です。シングルハルタンカーとダブルハルタンカーの建造費用はどういう点が違うのか。新造船の場合と、またシングルハルタンカーからダブルハルタンカーにリフトオーバーした場合、どれくらい費用がかかるのか、お知らせください。

○政府委員(岩村敬君) それでは最初に、ダブルハルタンカーの導入の状況について御説明させていただきます。

全体の率で申しますと一六％でございます。一方、我が国の商船隊で外航油タンカーは二百十九隻ございます。そのうちダブルハルタンカーは四十二隻、全体の一九％ということで、日本の場合、世界のものと比べますと現在のダブルハルタンカーの占める割合は若干高いわけでございます。

ただ、世界の外航油タンカーの平均船齢は大体十四・四歳というふうに出ております。他方、日本の方は非常に若うございまして七・五歳というところで、そういう意味で船齢が若いものですか、日本の方が比較的早く代替を進めているんですが、それでも今申し上げたように相当平均船齢に差がございまして、進みにくい状況にございます。

そういうことで、こういったことを踏まえた上でダブルハル化を促進させるということで、財政投融資計画でダブルハルタンカーについての融資比率を五〇％から六〇％に引き上げるとか、また税の面においても一九％の特別償却を認めることとするという改正を十年度に行つたわけでございます。

こういったこともございまして、実は今後どのぐらい日本でダブルハルタンカーが建造されるかということでございますが、昨年の八月の時点で調べた段階ですと、二〇〇〇年までに全体で三十二隻つくられるという計画がございましたが、本年四月にもう一度調査をいたしましたら、四十四隻つくるということで、国がとっておりますこういう政策もダブルハルタンカーの建造を促進する意味でいささかなりとお役に立てるのではないかと、そういうふうに思っております。

それから、船の改造の価格等々につきましては、山本局長の方からお答えいたします。

○政府委員(山本孝君) ただいま先生のお尋ねのダブルハルタンカーの建造コストがどうなるかという話についてお答えをいたしたいと思います。この提案がなされました当初におきましては、

それまでのシングルハルに比べると約二〇%ぐらい船価が高くなるのではないかと云うようなことが言われておりましたが、その後いろいろ設計の工夫とか建造方法の工夫というところで研究が進みまして、理論的に比較がいける難しいところがございますが、現実にはそんな高いコストにならずに数%程度高いということになっているのかな、こんな感じでございますが、これもすべていわゆるタンカーの建造コストの標準的なものとして吸収されておまして、現状ではコストの高いことが特に障害になったり問題視されたりということにはございません。

なお、タンカーにおきましても市場の変動による船価の動きというのが結構ございますので、そういった変動幅の中に十分に入るような幅のコスト高でございますので、そういったこともあって、今コスト高ということが問題視されているような状況はございません。

なお、最後に加えさせていただきますと、現存船を改造する場合にはかなり高いコストになります。数十億といったようなコストがかかるということも言われておりますので、これは非常に難しいことではなからうかと考えております。

以上です。

○但馬久美君 日本はダブルハルタンカーへの代替促進を海外に呼びかけているようですけれども、その実績はどうなんでしょうか。

○政府委員(山本孝君) 確かにダブルハルの促進につきましては、先ほど海上交通局長からの答弁にありましたように、国内的に促進措置を講じるとともに、国際的にも呼びかけを行っております。

一方、国際的にただ呼びかけるだけでいいのかという御指摘もございまして、実はこのダブルハル化ということが条約で取り決められましたのが一九九二年と割合まだ新しいことでございまして、発効しましたのが九三年の七月六日、さらに実際に適用になるのは一九九六年七月六日以降に引き渡される船ということでございまして、改

正したばかりでさらに追い打ちをかけるようにまた規制を強化するというのは、なかなかこういうことは国際的には直には受け入れられる見通しというのには薄うございます。

したがって、私どもはまずダブルハルタンカーが世界のマジョリティーになる、多数派になるというふうな政策を進めることによりまして、それが達成された以後、また新たにそういう働きかけを行うというのが大変現実的であり、効果的であるのかなというふうに考えております。

○但馬久美君 ありがとうございます。ぜひ、日本から出発していただきたい、そういうふうに思います。

運輸省のナホトカ号の事故調査委員会の昨年七月三十一日の最終報告によれば、ナホトカ号の沈没原因は構造部材の老朽化によると、そしてまた船体の強度が大幅に低下していることから船体に作用した波力荷重が船体の強度を上回ったために発生した、そういうふうな判定しております。ロシアの方は沈没原因を漂流物の衝突かまたは爆発説に固執しているんですけれども。

こういう老朽化した船舶が冬の波浪の激しい海域を航行するのはあの事故を見ましても自殺行為に等しいように私は思います。この船長は運体で福井の白浜海岸に漂着したといっております。また、この日本海沿岸の油流出で海岸の環境を一変させてしまったあの現状、その回復のために延べ七十七万人の人たちの手を必要としたわけなんです。

このように日本の近海には各国の老朽化したタンカーが行き来しております。またナホトカ号のような事故を引き起こすことが懸念されるんではないかと、国際海事機関などを通してロシアなどの老朽タンカーの取り締まりを各国に働きかけることが必要ではないか。また、先ほども話がありましたけれども、我が国でのポートステイトコントロール、これをもう強化すべきでないかと思うんですけれども、運輸省のお考えをお聞かせください。

○政府委員(山本孝君) まず、老朽化したタンカーの安全についてでございますが、確かに老朽化したタンカーはそれだけ危険に遭遇するリスクが大いというのには事実でございますが、こういった老朽船でございまして、きちんとした手入を的確に行いますと波の力によつて折損するような状態まで至るのは極めて少ないということでございますので、まず検査を徹底して、きちっと修理を徹底するというのが一番の本筋ではございますが、こういったことをやる責任は第一番目には旗国、その登録国がやることになっております。ナホトカ号については、ロシアがこれを検査するということになっております。

私どもの国際的な働きかけ、安全規制の強化につきましては、したがってそれぞれ旗国の国がきちんとした検査を徹底すべきであるということでございます。次に、こう言っておりますけれども、なかなか実際にそれが守られない場合もありますので、そういった場合にこの船が入国した、その入国を受け入れた国の方でも検査を行う。

ただ、これは入つてきた船を検査するわけですから、検査を受けやすいような状態に準備されているわけでもございませんし、実は大変技術的には難しい面もございまして、なるだけそういった状況においても老朽船の維持管理がきちんと行われているかどうかかわかりやすくチェックがしやすくなるように、それぞれの国が検査をした場合にその船体の寸法をはかり、あるいは強度を計算したようなものをあらかじめきちんと船に政府の証明書として持たせておいて、入港国先でその持っているものと照らし合わせてその船の現状が違つていないものか、そういうふうなチェックができるような体制に持ち込む。

そういう体制をつくれればポートステイトコントロールの強化も非常に徹底するのではないかと、うふうに考えまして、こういった提案を国際海事機関、IMOに私どもは昨年五月に行つたところでございます。それにつきましては、本年六月

に行われます関係の小委員会ですういった具体的な方法を鋭意詰めて検討することになっております。また、私どもはその早期の実現に向けて努力を続けてまいりたいと考えております。

○但馬久美君 ぜひよろしく願ひいたします。

次に、海上災害防止法によつて設置されております防災組織である排出油防除協議会、排防協と言われておりますけれども、官民合同の調整防除機関として全国に設置されております。官には海上保安庁とか警察そして地方自治体など、また民には石油会社、漁業者、サルベージ会社などが加入してあり、ことし九十八団体から百五団体に増加されたと同っております。

この排防協がナホトカ号のときにどういう活動をしたのか、余りはつきりと実績がないようです。一般的に防災にかかわるマニュアルが不十分だったとも言われておりますけれども、事実はどうだったのかお聞かせください。

○政府委員(相原力君) 先生御指摘のように、排出油防除協議会、現在百五団体までになっているわけではございますが、構成員は国の関係機関、関係自治体あるいは漁協それから関係民間企業も入っておりますが、こういう人たちの構成によりましてできています組織でございます。

ナホトカ号の事故に際しまして、事故後速やかに海上保安庁からこの協議会に対して情報の伝達、そして防除活動の発動要請を行つたところでございます。この協議会の構成員も海上保安庁等と連携を図りながら、オイルフェンスを張つたりあるいは油回収作業の実施等の防除作業を実施したところでございます。

ただ、これは先ほども申し上げましたように、その時点で情報の伝達にしてもあるいは実際の防除措置にいたしたときにもやはりいろいろの不備な点がございました。当時においてもいわゆるマニュアル的なものはあつたわけではございますが、それも見直しまして、関係機関の連絡体制とか役割分担あるいは資機材の配備状況等についてより一層

の見直しを行って、今後とも防除体制の強化に努めてまいりたいというふうに考えております。

○但馬久美君 協議会の防災マニュアル、本当にしっかりとしたものをつくっていただきたいと思っております。

情報には伝達する情報と受ける情報があると思っておりますけれども、事故の防止対策としてはこの両方の情報が不可欠だと考えます。

まず一つは、日本近海及び太平洋の沿岸における海域状況の事前情報は船舶にとってはもう欠かせません。そのためさまざまな技術開発も必要だと思っております。また、石油やガスなどの危険物の運搬は事前に航路などを沿岸地域に情報を提供すべきだと思っておりますけれども、このことは非常に大切なことだと思っております。

船舶からの情報とそれから陸からの情報、そういう必要なものに対しての国際的な取り決めというのか、そういうものをぜひ図っていただく。そういうことを考えているのかどうか、御意見を伺うかさせていただきますかと思っております。

○政府委員(土井勝二君) 国際的な通報制度でございますが、一つは船舶交通がふくまれている海域、これは公海も含めまして、これを航行する一定の大きさまたは種類の船舶につきまして航行安全確保のための交通整理の必要から事前通報制度を実施している例はございます。これは公海上にも幾つかございます。

ただ、公海上にそういうものを設定するときには、そういう制度を行いますということについて先ほどのIMOでの採択が必要だということになっております。これはいわゆるSOLAS条約の規定に基づいてそういうことになっております。我が国につきましても、公海については特にございまして、現在沿岸の領海内におきましては、現実に東京湾に入出港する船舶について東京湾海上交通センターに事前に通報するという制度は行っております。

それでは、ふくそうするということが言えないような海域の問題でございますが、運輸省といった

しましては、現在のところ、先ほどのOPRC条約による行動計画、これを沿岸国間で国際的に通報システムをつくっていただくというところで、先ほど申し上げましたような検討を行っております。このふくそうしない海域における万一の汚染に関連する通報というものは、現時点ではそういう方向で検討を進めているところでございます。今のところ、私どもの認識では関係国もそういう認識、そういう考え方はないかというふうに承知しております。

○政府委員(相原力君) 先生の御質問の中での船舶に対する情報提供の部分について、私の方からお答えさせていただきます。

船舶、特に日本近海を航行する船舶に対しては、海上保安庁が情報を提供いたしております。これは手段といたしましては、国際VHF、超短波、それから中短波の無線電話、もう一つは文字情報で、テレックスで行く文字情報としての、ナブテックス放送と言っておりますが、こういう手段によりまして、海難情報とかあるいは地方海上警報、これは気象状況等も含めて地方海上警報、それから航行に危険なものがあるかどうかというふうな航行警報、こういうふうな海上安全情報を海上保安庁が提供しているところでございます。

○但馬久美君 時間が参りました。本日に日本は狭い航路がたくさんありますし、また、こういう事故が起こる前にまずそういう情報の充実が一番大切だと思いますので、その点もしっかりとお願いいたします。

○瀬谷英行君 社民党の瀬谷です。今までの質疑の中で大分いろんなことがわかってまいりましたけれども、こういう事故の場合には、危険防止ということが何より必要だろうと思っております。あらかじめこういう事故を想定してといたって、これはなかなか難しいです。例えば競馬馬だつて、幾ら優勝回数が多くなつて、ある

程度年をとるといふとそれは走れなくなる。ああいうものは外見上でわかるけれども、船体なんというものは水の中に沈んでいる部分が多いから、外見上よくわかるというわけにはいかないと思うんです。

そこで、先ほどもお話がありましたけれども、東京湾の中にも危険なところがあつて、それを知つたためにはどうやって知らせるか。地面だったら交通のためにとか標識を立てるとか、あるいは線を引くとかという方法があるけれども、海中だったらどんなものが海の底にあるんだか外から見たら我々にはわからないんです。

だから、東京湾の中に、これは東京湾だけに限らないと思ひますけれども、一体どんなものがあるのか、浅瀬になつていけるのか、掘れば何とかなるか、一体どうしたらいいのか、こういうものを解決するためにはどこが中心になつて何をすればいいのかということをやまずお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(相原力君) 瀬谷先生御指摘のとおり、海はよほど透明なところは別といたしまして、海底がどうなつていけるかというのが海上からはわからないわけでございます。

そういう意味で、船を航行する者にとっては海図というのは本当に命と同じくらい大事なものであるということです。海図を見ればその海底の状況、水深がどういふ状況か、あるいは浅瀬、岩礁があるのかどうか、そういうようなものがわかるために海図というものを用意しているわけでございます。

この海図につきましては、海上保安庁水路部というのがございまして、そちらでつくつていらっしゃるわけでございます。これは全国、日本近海をすべて測量をして海図ができておりますが、また日がたつと、深いところであったのが川から砂が流れてきて浅瀬になるということもありますので、定期的に測量を繰り返しまして、その都度海図の方も改訂をして、船にその海図を提供して、船乗

りの方はそれを見ながら安全に航行をしていただく、そういうような方策をとつていらっしゃると思ひます。

○瀬谷英行君 こういう海上のいろいろなトラブル、事故というのは、その点では難しいと思うんです。普通だれかの目にもわからないというわけにいかない点が多いと思うから。

そこで、いろいろの事故が起きた場合には、この前のナホトカ号のときは海上保安庁の巡視船というのが大変に活躍したというふうに我々は記憶しているんです。荒天の日本海で、小さな船が木の葉のように揺れるという中で作業をするというのは並々ならぬことだと思ひます。こんなときには、海上保安庁だけの力じゃなくて、例えば海上自衛隊の力もかり。立つてやる者は親でも使えという言葉があるんですけども、そういう言葉を考えているならば、受け持ちが違ふとか縄張りが違ふとか、そういうことを言つていいないで、海上自衛隊でもそばにいる者はすぐ使つてみることも私は必要なんじゃないかという気がするんです。

だから、そういう協力関係というものを近く求めて、そしてあらゆる手だてを尽くして災害を防止するということが必要だろうと思ひます。

船体構造の問題については、ロシアの船の場合には大分いいかげんだつた。それで後で一体原因は何かというときになつて、ロシア側は一言で言う責任回避の言い逃れのように聞こえる言い方をしているように私どもは感じるんです。そういうのは国が幾ら大きいからといって、やることが大さばいいというわけにはいかないんですから、だからその点は厳しく注意をして、いいかげんなばる船をやたらと人の領海にのさばらせるといふことは迷惑なことをなすんだから、そんな船はもううちの方に寄せないぞというぐらゐの警告も必要だろうという気がいたします。

そういう危険予防のためのポストステートコントロール、片仮名で言われるとよくわからないんだけど、要するにこれは船体構造強化のため

の安全度検査、こんな用語のように理解をするんですけれども、そう理解をしてよろしいのかどうかお伺いしたいと思います。

○政府委員(山本孝君) まず、最後のお尋ねの件から先にお答えいたします。

ポルトステートコントロールというのは、確かに船体の強度が十分であるかないかということを見るということもその内容には入っております。これをポルトステートコントロールは目について見やすいところでもって全体を推しはかるといやり方でございます。例え持っております設備とか道具とか、あるいは乗っている船員の資格が本当にきちと証書を持っているとか、そういったようなことを見て、その見る限りにおいてうそがなければこの船は全体がよいだろうと、こういうことで、まじめにやっていると船主に余り負担をかけないで実効が上がるような方法を考えております。

しかしながら、今回のロシアのような船にかんがみまして、実際に船体の構造自体がしっかりと管理され、維持され、修理されているのか、こういった点も見えてわかるようにいろいろの工夫を国際的な約束でもって行つて、それで関係の政府、つまり登録国である今回のロシアのような国がきちと検査をしたというあかしと、この船の寸法をはかつたところ、老朽しているけれどもこれだけ残っているからこれだけ丈夫であつて、波でも折れない、大丈夫だと、こういうような書き物をあわせて船主に持たせてもらふ。

例えばこの船が日本に入つたとしますと、それを見まして、日本の我々が行きましてポルトステートコントロールをした場合に、どうも証書に書いてあるのと実際に目に見える部分の減り方が違ふんではないか、書いてあるものよりずっと減っているんではないか、修理もした跡が見えない。こういう場合には、この船は疑いありというところでロシアに通報をいたす、それとともに国際海事機関、IMOにも同じ通報をいたします。

それによつて、一定の時間がたつて、なおそれについてきちんと検査を直したとか修理をさせたとか、そういった報告がない場合には、この船は要注意ということでブラックリストで世界じゅうに回して、どの国にも入りにくくする。こういうような仕掛けを日本から提案いたしました。現在この検討を進めておるところでございます。

○瀬谷英行君 そういふ注意にもかかわらずいいかげんな検査でもつてごまかしているというような場合には、立入禁止をするぐらいのことはやつて、世界じゅうにそれをふれ回るといふことをやつておいた方がいんじゃないかという気がいたします。その点厳しくやつていただきたいと思ひます。

それから、東京湾の危険物の問題でありますけれども、海図でもつて注意を促したとしても、海底のことはよくわからないわけです。私にはさっぱりわからないわけです。だから、これは危険物を排除する方法というのはあるのかどうか、岩盤がかたててここにおつくと危ないとか、あるいは浅瀬であるとか、いろいろあるだろうと思ひうのでありますけれども、東京湾の場合にはどこが中心でどうしたらいいのかということをお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(木本英明君) 東京湾の大型船等の安全航行につきましては、先ほど一般的に海上保安庁長官の方からも海図等でお話ございましたが、やはり浅いところ等につきましては、大きい船が通れますようにしゅんせつをしましてしっかりと航路をつくつていくことも一つの大きな解決策であるかと、こういうふうな考えております。

東京湾につきましては、御案内のとおり中ノ瀬航路という浅いところがございまして、そういったところに大型タンカー等が通れるように水深二十三メートルにしゅんせつする計画がございまして、私もその整備に向けて今努力をいたしておるところでございますが、しゅんせつ工事をやっているとどこでございませう、やはり関係の漁業者

の方の御理解といひますか御同意を得た上で工事を進めていくということが前提になるものでございませう、そういった漁業者の御理解を得るべく、現在私どもの出先の第二港湾建設局で東京湾の関係漁業者、漁協の方と鋭意交渉をいたしておりますかお話し合ひの場を設けるように十数年前から努力をいたしてきておるところでございます。

昨年のダイヤモンド・グレースの事故もあり、そういったことで、私も前から見ればかなり漁業者の御理解が前に進んできたかなというふうな受けとめておりますけれども、まだそういった正式の土俵の場ができるその入り口ぐらいまで今来た状態でございます。今後ともそういったことで鋭意努力を続けさせていただきましてきちとした航路の計画を実現していきたい、こういうふうな努力をいたしておるところでございます。

○瀬谷英行君 入り口まで行つたそうだけれども、中に入らないうちやうがなないね。これはやはり公益優先ということを第一義的に考えないうちやいば邪魔になるか、いろいろ言ひ分はあるかもしれないけれども、それは漁業関係者にしてみれば、東京湾なんというのは道路で言えばメインストリートみたいなもので、それがどうもうっかり歩けないということでは大変に迷惑なことですから、そういう危険を除くためにはやはり一時的に漁業関係者には我慢してもらつても、東京湾を安全な海にする、航行の安全を保障されるということにしたいと思ひます。

(理事寺崎昭久君退席、委員長着席)

この問題は単に普通の船舶だけの問題じゃありません。運輸省だけの問題でもない。海上自衛隊にしても同じことなんです。それから外国の船舶にしても同じことなんです。だからそういうことを考えると、やはり国家的な立場でもつて、公益優先でもつてこういう仕事は全力を挙げたてなるべく迅速に実行に移すということが必要じゃないかと思ひます。その点、政府として考える必要があると思ひます。

これは運輸大臣だけの問題じゃないと思ひますけれども、一応大臣の方の見解をお聞きして、できればほかの関係各省とも連携をして取り組むべきではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(藤井孝男君) 基本的に申し上げまして、瀬谷委員のおっしゃられるとおりだと私は思ひております。

先ほど来御答弁をさせていただいておりますけれども、おっしゃられるとおり、運輸省の基本的な政策は安全の確保ということでありまして、それは海にしろ陸にしろ空にしろ、それをいかに確保していくか。しかし、それは単に運輸省だけが幾ら呼びかけあるいは体制を整えても、それだけの関係省庁あるいは自治体、それから漁業関係者、海におきますそういった方々の御理解をいただかなきゃなりません。また外国とのやはり連携というのにも必要であります。先ほど但馬委員の御質問にもありましたが、情報の提供というのも大事な。もうありとあらゆる中でやはり役割というものを総合的にかつそれが有効的に、またこうした事故が起きたときに機動的に動けるような体制をつくつていかなきゃならない。

したがって、今後とも、そういった面で話し合いを初めといたしまして関係者の皆さん方と常にこれは反復訓練と申しませうか、そういったことを繰り返すことによつて強化をし、また事故の防止にもつながっていくと、このように考えておりますので、まさに瀬谷委員のおっしゃられたことを十分踏まえて対応していかなきゃならないと思ひます。

○瀬谷英行君 このところあちこちで地震が発生しているんですね。今のところ大地震はないけれども、こればかりは何となく大地震が来ないという保証はないんで、そういう場合の対応策というのは、やはり海上保安庁だけじゃなくて、海上自衛隊あるいは陸上自衛隊、陸海空にわたつてそういう災害になるべく速やかに対応できるように体制をとる必要があると思ひます。大地震が

起きて現地に行つたけれども、自衛隊もなかなか交通が混雑して動けないとか、いろんなことを阪神大震災の際に経験をしております。こういう経験を踏まえて、このような災害に対して迅速に対応できる体制をとっておく必要があると思うんです。

これは政府全体の問題でもあると思うのでありますが、この場合の関係省庁との連携といったようなことは平時において十分に打ち合わせをしておく必要があると思うのでありますが、そのような御用意があるのかどうか、お伺いしたいと思ひます。

○政府委員(相原力君) 私の方からお答えいたします。

特に地震につきましては、平成七年の阪神・淡路大震災という大災害があつたわけでございまして、それを教訓といたしまして、政府全体でどういふような対応をするかというのを検討して実行に移しているところでございます。

具体的には、政府全体では国土庁が中心になっているわけですが、その一環として海上保安庁も適切な平時での連絡体制、あるいは例えば震度が五以上の場合どうするかとか、そういうような危機管理体制がとられているところでございます。海上保安庁といたしましても、その中の一つの部局といたしまして適切な対応を図つてまいりたいというふうに考えております。

○瀬谷英行君 時間でございますので、大臣に今までのことをまとめて政府としていかにすべきかという決意のほどをお伺いして、私の質問を終わります。

○国務大臣(藤井孝男君) 今般の法律案を改正するに当たつて、個人的なことで恐縮なのでございますが、実は私、昭和四十年の四月にアラビヤ石油という会社に入社をいたしました。これはサウジアラビア、クウェートの中立地帯で日本の企業として初めて原油の利権を、昭和三十三年だつたと思ひますが協定を結びまして採掘し、日本等々に油を輸出している会社でございました。

入社して間もなく、その年の八月に日本のタンカー「海蔵丸」がカフジの基地のシーバスにおきまして原油を搬入している際に火災事故が発生いたしました。これは当時といたしまして大変な事故でございました。海蔵丸の日本人の船員が十名死亡、アラブ人も二名、それからアラビヤ石油の社員も含めまして四十名の負傷者を出した。このタンカーは八月に火災を発生いたしましたけれども、必死の思いでシーバスから切り離しを行ひまして、十二月ごろまで火災が続いて、ようやく年末になつて鎮火したという、私が新入社員早々にそういった事故、私は現場にはおりませんでしたが、本社内におきまして大変な事故が発生したことを記憶いたしております。

そういう意味から、私自身もそういった企業に在籍をいたしておりましたし、またアラビヤの方にも数年間勤務した経験がありますので、こうした大型タンカー時代を迎え、あるいは大型タンカーであれ小型タンカーであれ、大変な石油の時代あるいは天然ガスの時代を迎えまして、先ほども他の委員の御質疑に答弁を申し上げましたように、まさに日本は油の上に浮いてる国であると言つても過言ではない、また今御指摘のように、台風あるいは地震、火山の噴火等々、常に危険と隣り合わせながら生活している、そういう中で安全確保というのは本当に並大抵のことではございません。

私といたしましては、常に安全、安心した生活環境、社会環境を守るために、運輸省といたしましても今後とも一層の安全に對する体制の強化を図り、そして皆様方の信頼にこたえていきたい。しかしながら、やはりこれは運輸省のみだけで解決するものではございません。常に国家的な見地から危機管理という意識を持ちながら体制を整備していく、このように考えておるところでございます。

○瀬谷英行君 終わります。

○筆坂秀世君 海防法に基づいて排出油防除計画というものが立てられています。ところが、私が以

前ナホトカ号の事件で取り上げた際に、油回収能力の整備目標に對してそれを達成していない、こういう管区があることを指摘しました。以降、どういふふうに変更されていきますでしょうか。

○政府委員(相原力君) 排出油防除計画につきましては、全国を十六に分けて、それぞれの海域について、一定の仮定のもとに最大規模の想定事故が起こつた場合に二日間での油を回収するといった場合の資機材の整備目標などを定めているものでございます。

先生、御指摘が前国会でもあつたわけでございますが、その資機材の整備目標の達成状況につきましては、昨年七月時点の調査におきまして、全部で十六海域のうち東京湾など十海域においては達成をいたしております。しかしながら、沖縄、東北など六海域においては、その時点では目標に達していない状況でございました。

目標に達していない海域で仮に想定規模の事故が起こつた場合につきましては、まず当然当該海域内の資機材で対応するわけでございますが、そういう海域内の資機材で対応しながら隣接海域など他の海域から資機材を速やかに動員することにより対応することとしております。

また、最近におきましては、平成九年度の補正予算として十年度の予算におきまして、海上保安庁関係でも、外洋で対応可能な大型油回収装置とか、あるいは高粘度の油に對する油回収装置など、油防除資機材の整備がなされ、あるいはこれからなされるところでございます。

また、先ほどお触れしましたけれども、運輸省港湾局の關係になります、大型しゅんせつ兼油回収船の整備、これは平成十二年度に完成予定でございますが、そういう整備も図る予定になっておりまして、これらの整備によりまして大幅な強化が図られることになっております。

これらの油回収資機材等を迅速に動員、運用することによりまして、的確な対応を図つてまいりたいというふうに考えております。

○筆坂秀世君 ところが、なかなか的確な対応が

できないわけでしょう。まず整備目標自体が十分か十分かということがナホトカ号では問われたわけですが、ナホトカ号の流出があつたのは山陰沿岸・若狭湾海域というふうな呼ばれておるところですね。ここは当時、油回収能力はほぼ満たしているというのがこの整備目標に照らしての評価だつたわけですが、ところが、ふたをあけてみると到底その能力はなかつた。

今海域で答えられたけれども、管区で見ますと、十一管区あるけれども、うち六管区が不十分な整備目標すらまだ未達成でしう。見てみますと、第五管区、第六管区、第八管区は平成七年度よりも八年度の方が達成率が下がっているんですよ、ふえるところが。ナホトカ号事故があつたところは管区でいうと第八、第九管区です。よ、この達成状況はどうなつていますか。

○政府委員(相原力君) 先ほど申し上げましたように、達成目標に達していない海域が現にあるわけでございます。しかしながら、これは海上保安庁を初めとする国の整備、それから民間による資機材等も含めた上での程度の整備があれば目標に達するかどうかということを判断するわけでございまして、先ほど申し上げましたように、昨年七月時点の調査結果はあるわけでございまして、現時点で民間の整備等も含めた最終的な資機材等の状況というものがつかめておりませんので、現時点での達成目標との關係というのは、大変申し上げておきませんが、申し上げられる資料を持っていないわけでございます。ただ、いずれにいたしましても、先ほど申し上げましたように、国といたしましては相当大幅な整備強化を図つたところでございます。

特に、先生お触れになりましたナホトカ号の關係では、当時は日本海の外洋における油の大規模な流出災害というのは正直言つて予想をしていなかったというのが実態でございます。そういう意味で、計画自体にそういう問題点があるということも私も承知しているところでございまして、そういう観点での目標自体の見直しも含めて

検討する必要があるかと思っております。

ただ、資機材につきましては、先ほどの御指摘のように、ナホトカ号の教訓から、従来の防除能力が十分でなかった海域について今回十分配慮しながら配備することといたしております。そういう意味で、仮に想定事故レベルの大規模な事故が起きた場合には、そういう新たな防除資機材の配備、また場合によっては隣接海域等ほかの海域からの迅速な動員を図ることにより対応する。それから、場合によって時間がたつと油がムース化しますが、ナホトカ号の場合もそうだったわけですが、非常に高い粘度の油になる、その場合は油回収が大変手間取ったわけでござい

ますが、そういう高粘度対応の油回収装置、これも今般整備することといたしております。そういうものを有効に活用することによりまして適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

○筆坂秀世君 いろいろおっしゃったけれども、今達成率をつかんでないというところに私は本当に重大な問題があると。一番新しい数字で言え

ば、第八管区が達成率七九%、第九管区が三六%でしょう。これはまさにナホトカ号事故があったところですよ。その管区が達成率がこういうもので

すよ。ナホトカ号事故があったときに古賀前運輸大臣は、整備体制に欠陥があったことを反省している、あらゆる点で検証し、そして防除体制を整備していく決意に燃えていると。燃えているとまでおっしゃったんですね。ところが達成率もつかんでいない。達成率を見てみると八割弱、第九管区は四割にも満たない。何でこんなに、整備目標がまず低い、その低い整備目標すらまだ達成できないということになっているのか。

私は、その一番大きな理由は、肝心な名の海上保安庁自身の整備が全く進んでいないということにその原因があると思うんです。提出された資料を見てみると、九六年度も、そして九七年度も油回収能力というのは全く向上していないでしょう。何でこんなことになっているのか。幾ら

かのところから持つてきて、応援部隊も入れてと言ったって、回収能力そのものが全く上がっていないのが実態になっているわけですね。何でこんなことになっているんでしょうか。

○政府委員(相原力君) お答えする前に、先ほど私が答えましたのは、整備目標の達成状況について、昨年の七月時点での結果について、これは全十六海域のうち十海域においては達成している、残念ながら六海域では目標に達成していない状況であるというふうにお答えしたわけでござい

ます。これは民間の整備状況等もありますので現時点の状況については把握していないというふうに申し上げたところでございます。

それから、平成九年度の補正予算、それから平成十年度予算で相当程度運輸省及び海上保安庁で防除資機材等を整備することといたしております。

これは、今先生から海上保安庁の油回収能力が非常に不備ではないかという御指摘をいただいたところでござい

ます。私もそういう反省を踏まえて、平成九年度補正予算、それから平成十年度予算において手当てをしていただいたところでござい

ます。先ほど申し上げましたが、大型油回収船、これは現在、港湾建設局の清龍丸一隻であったわけ

でござい

ますが、港湾局の関係の予算でござい

ますが、しゅんせつ兼油回収船約三千五百トンクラスの船を、三年間かかりますけれども、平成十二年

度には竣工いたします。それから、海上保安庁関係では、大型の油回収装置を整備する、あるいは、特にナホトカ号のような高い粘度の油についての回収装置等が不備でございましたので、高粘度対応の油回収装置とあるいは油回収ネット、そういうようなものを相当整備しております。

これについて、先ほど申し上げましたように、今まで不備であった海域に重点を置いて配備することといたしております。十年度予算についてはまだこれからでござい

ますので、今先生の御指摘がありましたナホトカ号の事故があったような地域等々、現在不備であると思われる地点

に重点を置いて配備して、適切に対応してまいりたいというふうに考えておるところでござい

ます。○筆坂秀世君 私、何が問題かというところ、排出油防除計画というのは、沿岸部に立地している企業

からの油が流出した、排出しました、その場合にどうやるかということが中心でしょう。基本的な考え方でしょう。だから、民間の企業に対して

もオイルフェンスを整備しないとかあるいは回収船を整備しないとかいうことを言う。そして、そういうものをこの排出油防除計画で立てているわけ

ですね。ところが、油流出事故というのは、もちろん立地している企業から出る油流出事故もあるし、ナホトカ号のようにタンカーから流出する

というケースもあるわけですね。私はその想定が決定的に弱いと。

立地している企業からの排出油、流出油であれば、これは企業なりなんなりにもある責任を課すことが

できるけれども、しかし沖合でタンカーがナホトカ号のように真つ二つに割れてそして流出する

という場合には、企業には関係ないわけですから、そういう場合は、企業には関係ないわけですから、

そうするともう海上保安庁が乗り出していかないと。やっぱ中心にならざるを得ないわけですね。やっぱ中心にならざるを得ない。そのところが、今いろいろおっしゃったけれども、海上保安庁が努力されていることは

それは私も否定しませんけれども、やはりこの排出油防除計画の立て方自体がこういう大規模な流出事故に備えたものになっていないところ

に一つ大きな問題があると思うんです。いま一つは、やはりさつき長官もおっしゃったけれども、整備目標自体をまず上げていく。今の整備目標でよしとしないで、やはりより高い整備目標をつくっていく、そしてそれに着実に近づいていく、達成していくという方向でこの防除対策

というのを講じていく必要があると思うんです。これでも、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(藤井孝男君) 今、筆坂委員の御指摘はもつともな点があると思います。私は、今委員のおっしゃられたことは海上保安庁また運輸省に

対する激励の言葉だと思っております。受けとめさせていただきます。今後とも、必要な油防除資機材等の整備には万全を期すべく推進してまい

る所存でござい

ます。○筆坂秀世君 いや、本当に激励したんです。ナホトカ号のときは領域外の事故だからという

のが防除対策やっていく上で一つ壁になったわけですから、今度の改正では、領域外での外国船舶からの油流出に対しても防除措置を講ずる

と。これは私はもちろん大賛成であります。しかし、そうなりますと、さつきも言ったように従来の排出油防除計画、これをやはり根本から

見直していく、そういうものに対応したものにしていくということが当然必要になってきていると

思うんです。運輸省でも当然、計画の見直しというの

は図っておられると思うんですけれども、大体こういううめどで今その作業を進められているのか、この点お伺いしたいと思います。

○政府委員(相原力君) お答えいたします。その前に、先ほどの先生の御質問の中で排出油防除計画の想定が陸上の企業から排出される油を前提としているのではないかと御指摘がござ

い

ましたが、これは当然そういうものも想定はいたしますが、全般的には当該海域に入港するであ

ろう最大の、具体的に言えばタンカーでござい

ますが、最大のタンカーが事故を起こしたときに想定される最大の被害、そういうものを想定して整備目標を定めているところでござい

ます。それで、ただいまの御質問でござい

二隻、大型真空式油回収装置一式、外洋型オイルフエンス一式、大型油回収装置一式、そして大型油回収船、これはしゅんせつ船ですね、これを二〇〇〇年を目途に完成すると。この取り組みは大変結構なことだと思ふんです。

しかし、私はこれではまだまだ不十分だと。例えば外洋型のオイルフエンス、これは今の段階でいいですと整備目標は一式です。しかし、例えば日本海側にこの外洋型のオイルフエンスを一式どこかに置いたとしましょう。じゃ太平洋側はどうなるんだ。太平洋側だって相当広いですからね。ですから、私は、やっぱり必要なものは一式などと言わずに二式、三式、四式というふうに、何式までふやすかちよつとあれですが、日本海と太平洋でせめてまず一式ずつぐらいは最低置く、そのぐらいのテンポで取り組んでいく必要があると思ふんです。

○政府委員(相原力君) 先生には大変御激励を賜りまして、先ほど大臣からもお話があったとおりでございますが、私も似たような感じで、一式で必ずしも万全とは思っていないわけでございます。ただ、この一式も陸送で運べることは運べるので有効に活用したいと思っておりますが、今後ともぜひ十分な体制の整備を図ってまいりたいというふうに考えております。

○筆坂秀世君 あと、ナホトカ号事件の補償問題について伺いたいと思ふんです。

あの事故というのは、大変広い範囲に影響が及びました。たくさん的人员も投入されました。海上保安庁海上災害防止センター、自治体、そして民間の方々、ボランティアの方々等々。この防除費用というのは、これは当然莫大な額に上つていると思ふんです。漁業関係者あるいは観光業者の方々の被害というのは相当なものに及んでいる。

既に補償請求が出ていと思ふんですけれども、その請求額は今どれぐらいになっているのか、どこが出すことになっているのか、お伺いしたいと思ふんです。

○政府委員(岩村敬君) この補償についてどこが

出すかという第一点でございますが、船舶の保有者にまず責任があるわけでございますが、その分というのがございますが、ただ、責任の制限がかつておりまして、それを越えた際には、国際条約、さらには国内法で決められておりますが、国際油濁補償基金という国際的な基金の方から損失の補てんがされるという状況になっておるわけでございます。

現在、この補償基金の事務局が本年二月に基金の理事会に報告した数字でございますが、本年一月現在で基金に対して約三百十四億円の補償請求がされておるといふふうに承知をいたしておるところでございます。

○筆坂秀世君 請求総額が今の段階で三百十四億円。ところが、その国際油濁補償基金で仮に最大限補償されたとしても二百三十二億円です。請求額からは八十二億円の乖離がある。

例えば、被害の大きかった石川県では、県と十三市町の自治体が請求をされているわけですが、この額が十三億七千万、このうち三億七千万が仮払いされている。残り十億円については今査定中だということです。漁業関係では、防除費用が二十三億円かかったということで請求されている。仮払いが七〇％、十六億円。あとは値切られるんじゃないだろうかというふうに漁業関係者は言っているようです。観光関係者では、請求額は四十七件で八億五千万円。これはいまだ仮払いもされていない。

もちろん、あの油回収にはたくさんの方が参加してやられたわけですが、やはり中でも影響が大きかったのは漁業関係者あるいは観光業者の方々だと思ふんです。仕事はできない、そして油の回収はやらなきゃいけない。中には過労死でなくなる方も出てきました。大変な被害が及んだわけです。

私は、今三百十四億円補償請求、油濁補償基金から出るのが最大二百三十二億円、今のままだと八十二億円請求額から不足する。とすると、やはりこの穴埋めをどうやるのかというのが運輸省と

しても真剣に考える必要があると思ふんですけれども、いかがでしょうか。

○政府委員(土井勝二君) ただいまの補償が先ほどの補償基金の額を超えるときにどうするかという問題でございますが、船舶の事故によりましてこういう被害が起こったわけでございます。それで先生今いろいろお話しになりましたように、関係者の皆さんがこれの防除措置等について多大な御協力をいただいた、あるいは現にお金も使われたというところでございます。

ただ、この案件は、法律的に申しますと、一つの民事上の問題、今の関係者も含めた被害者からの請求に対して、国際油濁補償基金が被害者がどういう決着をつけていくのかということ、現在民事的に請求に対する査定が行われているというのが現状でございます。

それで、かつ請求三百十四億円に対して限度額二百三十二億円、確かに現在かなり大幅な差があるわけでございますが、これが査定のプロセスを経て二百三十二億円の結果として超えるのかどうか、どのぐらい超えるのか、これは現時点では率直に言つて不明でございます。したがって、仮に補償限度額を超えることになった場合にどうするかというのは現時点ではお答えできないという状況でございます。

ただ、可能性としてはそういう可能性も排除できないわけでございますが、やはりそのことが明らかになつた時点で、政府としてどのような対応が可能なのか、関係省庁おるわけでございますが、検討し、適切に判断していくということではないかと考えております。

○筆坂秀世君 もし油濁補償基金の二百三十二億円をオーバーすると、その場合に私はロシア側とも政府交渉をやるということもぜひ検討していただきたいと思ふんです。

最後に、一昨日、局長には伺ったが大臣に伺わなかつたので、きょうはちよつと大臣に伺いたいんです。

ガイドライン関連法案対応について、この対応

を見ますと、自治体が管理する港湾、空港の使用について協力を求めることができる。秋山防衛庁事務次官は義務規定と認識している。江間内閣安全保障・危機管理室長は自治体が要請を断つた場合違法状態になるとまで述べています。一昨日、局長は、協力は期待するが、それは自治体のいわば自主的判斷であるというふうに答弁されました。

私、ちよつと調べてみますと、政府が、国が自治体に「協力を求めることができる。」と条文に規定している法律はたくさんあるんです。例えば、臨時石炭鉱害復旧法の五十六条の二、野菜生産出荷安定法の三条の二項、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律の十四条、海洋水産資源開発促進法五十二条、これはいずれも関係自治体に「協力を求めることができる。」と。所管の通産省、農水省に聞いてみました。明確にこれは自治体等に義務はないというのが解釈である。

PKO法のときに、やはり国以外の者に協力を求めることができるPKO法にあるものですか、この質問が出ました。当時の宮澤総理は、「協力を求めることができる」とこの法律案に規定をいたしておりますけれども、これはもとより同意がある場合でございます。相手の同意がない場合、あるいは協力を求める、あるいは強制する方法はもとよりございません。同意が前提でございます。というふうに九一年十二月四日の参議院本会議で答弁されております。今度の大要は協力を求めることができるということになっていわけですから、私は、これは自治体に対して義務を課すべきものではないというふうに解するのが当然だと思ふんですけれども、この点、大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(藤井孝男君) ガイドライン、今現在検討中の法案、その要綱の中での地方公共団体の長に対する協力についてのお尋ねだと思ふますが、地方公共団体に対する協力要請につき、検討が今現在なされていることは聞いております。国が地方公共団体に対して協力を求める場合におい

て、例えば地方公共団体が協力を拒否した場合、そうした場合であってもこれを強制する手段は設けないものであると私どもは聞いておるところでございます。

また、今般のこのガイドライン、これは我が国の平和と安全を確保するためという目的にかんがみ、周辺事態におきまして地方公共団体がそれぞれの判断で国の協力に応じることを期待しているという趣旨であると承知をいたしておるところでございます。

○筆坂秀世君 我々、今大臣がおっしゃったようにこの法律が日本の平和と安全のためではなくて、周辺事態ですから、もともと日本防衛とは一切関係ないわけですから、それが自治体が強制的にそこに動員されるというふうなことは絶対にあってはならないということを申し上げて、私の質問を終わります。

○戸田邦司君 自由党の戸田でございます。

手短に三点ほど伺いしておきたいと思えます。

まず最初の問題ですが、ナホトカ号あるいはダイヤモンドグレース号と、あいつた油濁事故があった後で、体制整備の問題が相当大きな課題として議論されてきたところでもあります。先ほど体制整備の状況などについては既に議論があったところでありまして、この体制の整備につきましては、国自身がやらなければならない部分、海上災害防止センターも含めての問題になると思えますが、そのほかに油会社、こういったところも相当の責任を持っている。そういったものを総体的に考えての体制ということになるかと思えます。

機材の整備につきましては、外国の機材なども相当検討したようでありまして、その点相当の進歩があったんじゃないかと私は思っておりますが、そのほかに実際の運用ということになりますと、これは全体を含めてオペレーションマニュアル、そういった機材を輸送する、どれぐらいの人員を投入する、そういったことも含めて仕組み全体がどうなるかというところが問題になると思えます。

す。

そこで長官にお伺いしたいのですが、先ほどの機材の目標を設定してどうこうという問題だけではなくて、全体を含めて大量流出事故があったときの対応について、どれぐらいの進捗があったそれをどう評価しておられるかということをお伺いします。

○政府委員(相原力君) 先生御指摘のように、昨年のナホトカ号の事故、あるいは大規模の油流出災害、それに対応する体制が不十分であったというところを私も率直に反省したわけでございまして、政府全体としていわれる危機管理の一環として十分な即応体制を講ずる必要があるということと検討してまいりました。

政府全体といたしまして、昨年六月に防災基本計画の見直しを行いました。それまでは油流出災害のようないわゆる事故災害については防災基本計画で規定が整備されていなかったわけでございしますが、そういう事故災害についても今回の油流出災害等を含めて十分な規定を整備いたしました。また、十二月には、油流出事故に対するいわゆる国家的緊急時計画というのが既にあったわけでございしますが、これも全面的に改定いたしました。関係行政機関等の具体的な役割分担、連携の強化について改めて明確にしたところでございします。地方自治体との関係等も含めまして役割分担等を明確にしたところでございします。

こういうような中で、海上保安庁といたしましても、関係行政機関等とも十分連携を図って適切に対応を図ってまいりたいというふうに考えております。

具体的な中身を申し上げますと、若干繰り返しになりますが、平成九年度補正予算及び平成十年度予算におきまして、特にそれまではほとんど整備がなされておりました外洋においては対応可能な大型油回収装置の整備あるいは高粘度油に対応できるような資機材等々、大規模な油流出事故に対応すべく必要な防除資機材の整備を図ってまいりました。

また一方、海上保安庁の体制整備の一環といたしましては、従来から油防除の専門家チームであります機動防除隊というものが横浜にございまして、この機動防除隊の増強を図りまして、組織も機動防除基地ということ組織の格上げを図りました。これは全国どこでもすぐに飛んでまいりますので、そういう意味での体制整備も十分図れたのではないかと考えております。

またもう一方で、大型しゅんせつ兼油回収船の整備も、十年度予算から三カ年計画でございまして、そういう整備を図ることとございします。

もう一方の制度面におきましては、現在、海洋汚染防止法の改正案について御審議をいただいているところでございしますが、現在の法体系では領海外における外国船舶から油の流出があった場合には、海上保安庁長官から海上災害防止センターに対して防除措置の実施を指示することができない体系になっておりまして、これはやはりそういう事態がまたいついかなるときに起こるとも限りませんので、そういうときに速やかに対応できるように、領海外で外国船舶から油の流出があった場合には、海上保安庁長官から海上災害防止センターに対して指示することができるよう規定を整備すべく、法律案の御審議をいただいているところでございします。

こういうようなことで、より一層我が国の油防除体制が強化されるというふうに考えているところでございします。これらの措置を講じまして、日本近海における油流出事故につきましては、海上保安庁としても今後とも的確な対応を図ってまいりたいと考えているところでございします。

○戸田邦司君 相当大きく改善されていると考えてよろしいかと思えます。予算の獲得については先ほど共産党からも大いにバックアップするといふようなことですので、まことに心強い限りではないかと思えますが、海上保安庁の方で具体的にいろいろなことをチェックしていくと、どういふところがまだ足りないかとか、そういったことが

おわかりだろうと思えますから、ひとつ今後引き続きそういう体制整備に努めていただきたいと思います。特に、オペレーションを実際にどういふふうに展開していくか、そういう点には一層力を入れていただいてよろしいんじゃないかと私は思っております。

前回の油濁問題が運輸委員会でも問題になりましたときに、私は、当初体制の中で一番大事なのは油濁損害を想定するシミュレーション、どれぐらいの被害が起こるかというところをできるだけ早い時間にはつきりさせて、それに対する対応を迅速にとつていく、そういうことでシミュレーションの重要さを指摘しておきました。そのシミュレーションが最近相当高度に発展されていると聞きますが、現状はいかがですか。

○政府委員(相原力君) 先生御指摘のように、一たん大きな油流出災害が起こった場合に、どういふようにその油が拡散して被害が及ぶかというシミュレーションを行うことは大変重要なことだと思っております。ナホトカ号のときもまさにそういう問題があったわけでございします。

海上保安庁といたしまして、従来から、油のいわゆる漂流予測と言っておりますが、そういうものは行っております。精度向上も図ってきたわけでございしますが、特にナホトカ号の場合は何分百キロ以上の沖合であるということで、漂流予測をするためには例えば風向とか風の強さとか海流の状況をリアルタイムで把握して、それが近い将来どういふふうに変わっていくかという予測、それらが絡むということもありましてなかなか必ずしも十分な精度がなかったという反省点がございします。こういうことを反省材料にいたしまして、昨年のナホトカ号の事故後直ちに緊急研究を実施いたしました。海流データの充実とかあるいは漂流予測の改良に取り組んでいるところでございします。

それから、被害の予測の観点では、油がどういふふう流れるかというのと、もう一方では沿岸海域にどういふ重要な、例えば自然環境上重要な

ものがあるかとかあるいは保護すべき施設等があるかという、そういう沿岸海域の、海洋情報と言っておりますが、そういうものの把握というののも非常に重要になっております。

こういう観点では、この四月に海上保安庁におきまして沿岸域海洋情報管理室という組織を新たに設けて、油防除資機材の配置状況はもちろんでございますが、沿岸域における自然的条件、あるいは社会的条件などの情報のデータベース化を進めております。

こういうデータベースと、それから先ほどの漂流予測結果と組み合わせをいたしまして組み合わせ表示して、一たん特定の場所で大きな油流出災害が起こった場合にどういう形で被害が及ぶかというようなシステム、これを平成十一年度からは運用を開始したい、そういう予定で進めているところでございます。

このようなシミュレーションされました漂流予測などを十分に参考にしたしまして、油流出事故の状況に応じた船舶、航空機の適切な投入など、必要な対応を図ってまいりたいというふうに考えております。

○戸田邦司君 最近天気予報が物すごいよく当たるようになりまして、これは相当細かい地域まで含めて精度が高まっている。ああいった手法も同じようなソフトに基づいているんじゃないかと思ひますが、そういったことも考えてひとつ今後とも力を入れていただきたい、こう思ひます。

それから、船舶の安全性について先ほど来いろいろ議論されてきたわけです。ポーステートコントロールの問題もあるでしょう、国際的にはIMOの場でのいろいろ検討されてきている、こう理解しております。海上技術安全局長、せっかく御出席でありますから、一言お伺ひしておきたいと思ひます。

船舶の安全というのは、もともと海上人命安全条約でも旗国が全責任を持つという建前になっていたわけですが、しっかりとやらない旗国が出てきたのでポーステートコントロールの考え方が導

入されたということだと思ひます。ただ、公海上を航行する第三国の船舶についての安全性ということになりますと、これはポーステートコントロールも大事かもしれませんが、フラッグステートコントロールがきちっと行われていないことになつてくるか、お話しいただきたいと思ひます。

○政府委員(山本孝君) 船舶の検査の徹底、強化につきましては、特にナホトカ号がロシアの船であり、日本に寄港せず中国を出港してロシアへ帰る途中で事故に遭つた、こういったような状況にもかんがみまして、通常のこれまでの船舶安全確保の仕組みで言いますと、残念ながら我が国が手が届かないような状況だつたわけでございます。これは先生の御案内のところだと思ひます。

しかしながら、このような状況において起こつた事故について、我が国が大変大きな被害を受けたわけでございまして、この事故原因について我が国は直ちに事故調査の委員会をつくりまして徹底的に調査をいたし、その結果、ナホトカ号の事故原因は衰耗による船体強度の低下にあつたというところははっきりいたしております。

したがいまして、この点に着目をいたしまして、まずIMOにおきまして、国際的にこういった老朽船で衰耗の著しい船舶についての検査の徹底を図るという提案をいたしております。内容は、先生御指摘のとおり、第一義的には旗国検査、フラッグステートが検査を徹底、強化する、それを図れということを行つておりますが、それとともに、入港国で行うところのチェック、ポーステートコントロールの強化をも図る、こういう提案をしております。

具体的には、現在既にタンカー等に備えつてが義務づけられておるところでございますが、板厚の測定報告書というのがございます。そこに板厚の衰耗限度の記載を追加するという、並びにポーステートコントロールでこういった記載された衰耗限度と実際の船を見比べまして、その記

録されたものが本当ではないという疑いを十分に持てる場合には、フラッグステートに対してこれを早急に是正していただきたい、こういう通報制度をつくらう、こういう提案をして、IMOで我が国が主導して議論を行っているところでございます。

しかし、これでは実際にこれによって各国が検査をきちんと強化するかどうか、まだ十分完全な保証にはなりませんので、第二弾、第三弾の手をいたしまして打つておるのが次に申し上げますようなところでございます。

すなわち、ポーステートコントロールを効果的に行うためには、まず最寄りの地域各国が申し合わせを行ひまして、その地域に入る、これは日本であれば中国もロシアも入ります、こういったところがポーステートコントロールを効果的に行うための体制を協力してつくり上げる。そこでは、ポーステートコントロールを効果的に行う方法を先進的な国がまだ体制の十分でない国にいろいろと知恵を出す。それから各国が、例えば我が国が周りの国の検査官を招聘いたしまして研修を行う。こういったような方法で地域全体での実力を上げるような施策をとつております。

それから、さらに加えて、こういった地域ごとの協定は、我が国を中心にするものほか、実は先進的なところとして欧州がございます、こういった欧州と日本を中心とするアジア太平洋地域両団体が……

○戸田邦司君 ポーステートコントロールはもう結構です。

○政府委員(山本孝君) そういうところで、ロシアも含めたところで、ロシアにも十分声が届くように協力関係を強化し、啓蒙を図るというようなことで実を上げようと考へて頑張つておるところでございます。

○戸田邦司君 非常に重要な部分ですから、今後とも国際海事機関のような場で、そういったきつとやらない国がないような仕組みをつくつておいていただきたいと思います。

余り時間ありませんので、これはお願いであります。最後に一言だけ。

東京湾でかつて雄洋丸という船が事故を起こしました。これは、御存じのようにLPGとナフサを積んだ船が衝突して火災事故になつた。相当長期にわたつて燃えていて、最後は東京湾から引き出して魚雷で沈めた。それから、私の記憶が正しければ、英国のスコットランドの北の方にシエランド諸島というのがあります。あそこでタンカーが座礁しまして、英国空軍が爆撃して油を燃やした、そういったことがあります。

これはいずれも領海内の問題でありますので、外国船に対してということでもなかつたので割合扱いが簡単だつたと思ひますが、公海上で起こされた油濁事故、ナホトカ号のような場合になります。私ども条約の名前を正確に記憶してありますが、油濁被害についての公海上での措置に関する条約というような名前の条約だつたと思ひますが、これは公海上で油濁事故を起こした場合に油濁被害が沿岸国に及ばないようにその船にしかるべき措置がとれる。具体的に言いますと、爆撃しても燃やしてもいいかもしれない、沈めてもいいかもしれない、そういった条約であります。こういったような措置を具体的にとるとなると事前には相当な準備が要る。事故が起こつてからではなくて、平時に危機管理の一環としてそういうことが発動できるようにしておかなければならないというところではないかと思ひます。

そういった体制がとれるように、ひとつ準備万端怠りなくということをお願いして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○委員(川橋幸子君) 他に御発言もないようです。これより討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願ひます。

【賛成者挙手】

○委員長(川橋幸子君) 全会一致と認めます。よ
つて、本案は全会一致をもって原案どおり可決す
べきものと決定いたしました。
なお、審査報告書の作成につきましては、これ
を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議
ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(川橋幸子君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

この際、午後一時十分まで休憩いたします。

午後零時二十二分休憩

午後一時十一分開会

○委員長(川橋幸子君) ただいまから交通・情報
通信委員会を再開いたします。

特定公共電気通信システム開発関連技術に関す
る研究開発の推進に関する法律案を議題といたし
ます。

本案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、
これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○山本一太君 大臣、私は政治家ですから、一応
自分でこの目で見たものしか信じないようにして
おりまして、基本的に情報というものはちゃんと
現場に出かけていって視察して、見聞きして集め
るものだというふうに思っております。残念なが
ら今回はその時間もありませんし、私ルキーで
すので、大臣を困らせるような質問は幸か不幸か
できません。御安心していただきたいと思います。

いずれにしろ、トップバッターですから、三十
分間という時間なので、今度の法案 特定公共電
気通信システム開発関連技術に関する研究開発の
推進に関する法律案、ちよとと長過ぎる名前だと思
うんですが、この法案のコアについて基本的な
ポイントだけ幾つかお尋ねをしたいと思ひますの
で、よろしくどうぞ御答弁の方をお願いしたいと

思ひます。

情報通信システムの高度化というのは、御存じ
のとおり世界的な潮流だと思ひます。欧米とかあ
るいはアジアのいろんな国におきましても、やっ
ぱり情報通信インフラに係るプロジェクトという
のは国家的な最重要プロジェクトとして位置づけ
ていられるところが多いということで、余りに有名
ですけれども、例えばアメリカのスーパーハイウ
エー構想、ゴア副大統領が随分熱心なやつておら
れるものですけれども、NII、ナショナル・イ
ンフレーション・インフラストラクチャー、二
〇〇〇年までに学校とか病院とか医療機関、医療
施設ですか、そこを全部インターネットでつなご
うという、たしかそんな計画だったように記憶を
しております。

アジアを見てみますと、これも大変有名ですけ
れども、マレーシアのマハティール首相がスー
パードロードという計画を今熱心にやつておられ
る。計画地に行くときまだ何も無いんですけれど
も、いずれにせよ、情報通信の分野においては欧
米初め各国が戦略的なプロジェクトとしてかなり
一生懸命やっていると状況がまずあるというこ
とは御存じのとおりだと思ひます。

日本もこういう流れの中で、やはり情報通信イ
ンフラの整備というのは、当然日本の国益を考え
た上でも、二十一世紀に向けて喫緊の非常に重要
な政策課題だということもこれもまた言をまたな
いんではないかと思うわけでございます。

やはり情報通信の高度化、言いかえれば高度情
報通信社会ということになると思ひますが、これ
はいろんな国民生活の変革を促す力がある、恩
恵と言つてもいいかと思ひます。ちよとこの
資料に電気通信審議会の答申がありまして、これ
は平成九年六月なんです、これを見て、情報
通信によつて国民生活の変革が起こること。

その主な例として幾つか挙げられていまして、
一つはITSによる渋滞の解消。ITSというの
は、Iはインテリジェント、交通だからTはトラ
ンスポート、Sはシステムか何かだと思ひます

が、高速道路料金所ノンストップ徴収システムと
でも言うんでしょうか、電波で課金するというもの
の。その例が出ていまして、これによれば渋滞が
三〇%緩和をするというようなことも書いてあり
ます。

また、去年、我が党の税制調査会でもかなり議
論になったんですが、例のテレワーク構想、マル
チメディア化が進めばオフィスに行かなくても済
むじゃないかという大変ありがたい考え方、例
えば大臣も自宅で国会答弁ができる時代が来るか
もしれないということ、いつも地元いられる
というようなこともあるかなと思つて私は昨年の
税調の議論なんか聞いていたんです。テレワー
ク構想が進めば、当然もう通勤苦痛とか通勤地獄
という言葉もなくなるし、当然車が減るから環境
負荷も減るというようなこともこの中に書いてあ
ります。

あと、私が見てもっとドラスタックだと思つ
たのは雇用です。この文書によれば、たしか九五
年から二〇〇一年までの間に二百四十四万人新し
い雇用ができる、こう書いてあるわけでございま
す。いずれにせよこれだけ大きな変化をもたらす
可能性があるとこの中であります。

ちよと前置きが長くなつたんですが、この法
案もこうした背景の中で出てきたと思ひます。す
けれども、最初の質問は、さつきちよと申し上げ
ましたけれども、この情報通信をめぐるさまざま
な国家戦略プロジェクト、アジア、欧米各国、マ
レーシアとアメリカだけじゃないと思ひます。す
けれども、その戦略プロジェクトの概要をまず最初
にお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(木村強君) 先生御指摘のとおり、情
報通信というものは二十一世紀に向けて社会
経済構造の改革を推進する原動力だという認識で
ございまして。こういった認識で、米、アジア諸
国などにつきましても情報通信基盤整備のための
さまざまな国家プロジェクトも言うべきものが
推進をされております。

米国におきましては、先ほど既に先生御指摘を

いただきましたが、クリントン大統領のリーダー
シップのもとに、全米をカバーいたします情報
スーパーハイウエーを構築いたしますというN
II構想を推進いたしております。具体的には、
二〇〇〇年までにすべての教室、図書館、病院を
接続する政策や、次世代インターネットの開発等
の施策を推進しておるといふ状況であります。

また、欧州につきましても、TEN構想という
ことで汎欧州ネットワークの実現に向けて汎
欧州ISDNを全ヨーロッパに普及させようとい
つたような構想、あるいは各種アプリケーション
の開発を推進しているということで、欧州におき
ます産業の科学技術基盤の強化あるいは国際競争
力の向上を目的とした施策も展開されておしま
す。特に、フレームワークプログラムというよう
なことで、研究開発につきましても重点的に助成
をしようというプログラムがございまして。

また、アジアにつきましても、先生御指摘いた
だきましたマレーシアにおきまして、クアラルン
プールの周辺地域におきましてマルチメディア特区を
設置し、企業誘致等を進めるといふMSC、いわ
ゆるマルチメディアスーパーロード計画という
ものがございまして。今、経済が非常に難しい中
でも、この情報通信のMSCというものは引き続き
やろうというふうなことで、現地の新聞などで
は、政府が力を入れておるといふ報道も私も仄
聞をいたしております。

それから、シンガポールにつきましても、情報
通信技術を活用いたしましてシンガポール全域を
インテリジェントアイランドにするいわゆるIT
二〇〇〇構想というもので情報通信基盤整備や関
連企業の誘致を進めようといった計画もございま
す。

また、お隣の韓国につきましても、二〇一〇年
までを目標といたします光ファイバー網等の情報
通信基盤整備を進めようという超高速情報通信網
構築計画といったような計画があるということ
で、こういった情報通信基盤を二十一世紀の戦略
として位置づけたプロジェクトが推進されている

という状況でございます。

○山本一太君 世界各国の情報通信基盤整備計画の概要を伺ったんですけれども、ふと感じたんですが、アメリカは今未曾有の好景気に沸いているので、そうじゃなくてもマルチメディアのフィールドでは圧倒的にトップランナーの地位を保ちながら走っている、これはいいとしても、アジアは大丈夫かなという感じがしています。

私、二年前に若手議員三人ぐらいでふらっと東南アジアに行きまして、シンガポールに行ったときにリー・シェンロン副首相に会いました。リー・シェンロン副首相が主にシンガポールのマルチメディア政策の推進役ということで、一時間ぐらいいろいろ勝手な議論をふっかけたんです。緊張もあつたんですけれども、頭がちよつと混乱してしまして、リー・シェンロン副首相に私が最初の質問でスレーコリドー計画はどうですかとお聞きしたら、真つ赤になつて怒りまして、あれはマレーシアのプロジェクツだというふうに大変怒られたということで、かなりアジアもライバル意識を持つてやっていると。後で謝つたので、許していただいたと思うんですけども。

そういう状況でアジアもかなり活発にやつてしまして、今言つたように韓国もかなり一生懸命光ファイバーをやつていたということなんです。今の経済危機の状況の中で、例えばマレーシアも大型プロジェクツを少し差しとめたり、韓国に至ってはかなりの大きなプロジェクツを凍結しているんですが、こちら辺についてはどんな状況ですか。今簡単に、マレーシア政府もこういう経済状況の中だけでもマルチメディアの分野は一生懸命やろうというようなお話がありましたけれども、そこら辺のところをちよつと聞かせていただけますか。

○政府委員(木村強君) アジアの経済は今大変な状況にございまして、それぞれ克服のための努力をしている最中でございます。

特に、今先生から御指摘がございましたマレーシアのスレーコリドー計画、これにつきまして

は、情報通信をベースにしてあらゆる国の企業を誘致して、情報通信のハブみたいなものをつくつていこうという大きな計画でございまして、けれども、相当な国家プロジェクツでございまして、これを実現するための経費面での政策あるいはスキームあるいは法的な仕組みといったようなものまで全体の議論が国会でも審議をされたというふうに承つております。そういったMSCでございまして、私も非常に注目をしておるわけでありま

最近の経済の非常に難しい状況の中でこういった情報通信に関するプロジェクツの状況はどうなつておるかということで、今先生御指摘のありましたように、アメリカの現在の経済といひますものは戦後三番目に長い好景気が続いております。このベースは情報化投資が非常に活発で、情報通信というものの活性化が今のアメリカの経済を牽引しておるということはNSDAQ等の状況を見てもわかるかと。そういうことも注目しながらアジアのMSCというものについて私も照会をかけたところでありますが、現地の報道等の中ではしつかりとこれをやつていこうということ、私も私もとしましては、このMSCは引き続きマレーシアが力を入れてやつていく、むしろこういつたところはきちんと押さえていければ二十一世紀さらに苦境に立つたろうというような意識があるというふうに承つております。

そんなことで、情報通信に関するプロジェクツがとんざをしたということ、MSCについて少なくとも後退をしたという情報は私どもとして現時点では把握していません。どうでございます。

○山本一太君 韓国はどうですか、光ファイ

○政府委員(木村強君) 韓国につきまして、私ども具体的な進捗状況は把握をしていないわけでありま

というふうに私も承知をしております。

それから、シンガポールにつきましては通貨危機の影響が比較的軽微であるということで、先ほど申し上げましたIT二〇〇〇構想といったようなものも変更なく進めると見られてい

○山本一太君 わかりました。

こういうアジアの経済危機の中でも各国が依然としてマルチメディア関連の国家戦略プロジェクツにかなり力を注いでいるというのは、いかに情報化社会に対する認識が高いかということのあらわれではないかと思

世界のプロジェクツの全体の状況を今教えていただいたんですが、情報通信の高度化ということの施策の展開にはいろいろな側面があると思ひます。例えばネットワークインフラの整備とかアプリケーションの開発普及、あるいはこうしたものを支える基本的な技術とか、いろいろな側面があると思うんですけれども、こういう情報政策を進めていく中で今回の法律というのは郵政省としてどういう位置づけをしているのかという点について一言いただければと思ひます。

○政府委員(木村強君) 一昨年のリヨン・サミットの中でも共同文書にうたわれておりますけれども、情報技術の進展は経済成長の源泉のものであるというふうな認識であります。そういう面では、やはり情報通信に関する技術というものが二十一世紀を目標として経済の成長を牽引していくという認識が共通化しておるわけでありま

激しい技術革新の成果をどう国民の皆様方あるいは企業の皆様方に還元をしていくか、果

いったところから情報化を進めるということが社会経済全体の起爆剤にもなるという問題意識を持つておりまして、そういう意味ではアプリケーションといひますか、そういうものをしっかりと支える研究開発が必要だ。

特に、これから電子の社会になってまいりますと、本人確認あるいは認証の問題、あるいは改ざん防止技術、こういったこれまでにない安全性、信頼性の技術、セキュリティ関係の技術を確保していくということが非常に重要だということ、公共分野の情報化を進めるに当たりまして、特に通信・放送の今申し上げましたセキュリティ技術というものを確固たるものにしておけば、各省もその上にそれぞれの行政のアプリケーションをつけ加えた具体的な公共分野の情報化が進んでいくというところで、通信・放送技術を核といたしましてそれぞれの省庁が公共分野で情報化を進めていくに当たりまして、今回御提案を申し上げております法律の仕組みといひますのは各省がまさに連携をして政府一体となつて公共分野の情報化を進めようという施策に非常に重要な意義を持つものだと、このように考えております。

○山本一太君 今の御答弁の中で公共という言葉が七回か八回ぐらひ出てきたわけなんです、法律案を読みますと、第二条の「定義」というところで、「この法律において、特定公共電気通信システム」とは、国又は地方公共団体の業務その他公共性を有する業務の用に供する電気通信システム」と書いてあるんです。公共性を有する業務ということなんです。これはつまり言うならば公共分野の情報化を今おっしゃつたように関係省庁が連携してやるということなんです。

これは素朴な疑問なんですけれども、全体的な流れからいくと、民主導とか民間主導ということが言われている中で公共分野がまず先鞭をつけないといけないという話は、何となくトーンとして時代に逆行しているような気がするんですけども、そこら辺についてはどういふふうにお考えになつて

○政府委員(木村強君) 基本的には情報通信技術であり、民がそれぞれの情報通信技術を開発して、それをそれぞれの民間企業に導入していくということにつきましては大変活発に行われております。現にCALSの仕組みであるとかあるいはカーナビの技術といったようなことも、これは特に政府が何か新しい施策を講じた、もちろんバックアップのそういった仕組みというものについては応援はいたしておりますけれども、それぞれやはり企業が目指すところを自由闊達に自分たちの競争能力を高めるといふ意味で情報技術を取り入れるという動きは非常に活発でございます。

ところが、公共分野につきましては、どうしてもそういった仕組み自体を開発していくといひますか、やはりそれぞれの公共分野の中身につきましては独特な手法がございます、これを開発していくという研究開発につきましてはなかなか進み切っていないというのが現状であります。したがって、申請手続にいたしましても教育の支援システムといったようなことにつきましても、これまでに相当情報通信関係は発展をしておりますけれども、具体的に身近な公共分野につきましても民間企業が採用を積極的に行っている状況にはなっていないという中で、基本的な通信・放送の汎用技術とそれぞれの公共分野のアプリケーションというものをドッキングしたそういう共同のシステムを開発していく必要がある、そういうニーズがまさにあるということ、これを立ち上げていくことが官民そろって日本の高度情報化社会をつくる手だてであるということ、私ども政府の一員としましては公共分野、まず我々がやれるところをしっかりとやるという立場で動いていくことが非常に効果があることであろうという認識でございます。

○山本一太君 今の御答弁は、高度情報通信社会推進に向けた基本方針、平成七年二月二十一日の高度情報通信社会推進本部の決定とか、あるいは経済構造の変革と創造のための行動計画、平成九

年五月に閣議決定されたものとか、あるいは平成九年七月三十日の総理指示でも言われている話で、とにかく関係省庁は知恵を出し合って一丸となつて公共分野の情報化を推進する、一つで解決できない問題については幾つかの省庁と知恵を出し合つて研究すれば何かいいことがあるんじゃないか、こんな思想だと思ふんです。

今、民主連の話をしたんですが、私がいつもこの話になると考えますのはアメリカの場合でございます。アメリカはとにかく民間活力でやれというのをあちこちに言うわけですね。だからといって、アメリカ自体が常にマルチメディアの世界で民間主導をやつてきたのかというと、実は結構疑問があります。よく言われることが、軍事技術の例のスピンオフ、いわゆる副産物で出てきた技術である。例えばインターネットは、国防予算でもともとできたのがインターネットだといふふうに言われています。あるいはさっきお話のあったカーナビも軍事衛星の位置確定システムとか何かから来ている。どうもアメリカのアプローチというのは、まず国防という中でかなり国が支援して一つの技術を生み出して、それが民間に転用されて、ある程度のレベルまで来ると、グローバルスタンダードを築いている国ですから、外に出してやっぱ民間でやらなきゃいけないというふうなアプローチがあるような感じがどうもするんですが、そこら辺のところはいかがでしょう。

日本の国益という点から、アメリカのそういう戦略に対してどういう取り組みでいけるのかというのをちょっとお聞きしたいと思ふんです。

○政府委員(木村強君) 先生御指摘のとおりでございます。米国につきましても、インターネット技術であるとかイリジウム等といった低軌道周回衛星技術などは、国防分野におきます大規模な技術開発の成果を民間分野に技術移転することによりまして国際競争力のある民生用技術を生み出しているというケースであります。

傘へというアメリカの壮大な戦略があるようでありますが、そういった中で、民生転用した情報通信技術というものが全世界を席巻するグローバルスタンダードというように形にデファクトの標準となつていくというケースがございます。確かに、米国におきましては民間による技術開発が中心だと言われているけれども、今申し上げましたように、その基本は軍事予算で投入したものを民生に転用するという形で、今御指摘のございましたインターネットなどもアルパネットといふものともそういった軍事関係のネットワークをどう構築するかというところから出てきておるわけでありまして、そういう面では、そういう基礎的な技術につきましては、アメリカは非常に国家予算も投入して力を入れておる、結果としてもそういう現実があるわけでありまして、

私もそういったにしても、情報通信というのは、基本的に先をならめばやはり研究開発が第一であります。これが世界に通用するものとなつていくということが、我が国の国際競争力を高めるとともに、国内の経済も活性化をしていくという面もございます。

そういう意味で、基礎的な先端的な技術による国によります研究開発ということは何にも増して非常に大切なことであるということで、私ども関係予算の獲得あるいはこういった情報関係技術の戦略的な取り組みというものが必要だろうということ、これも昨年でございまして、電気通信技術審議会に對しまして大臣から御諮問をいたしましたところ、情報通信研究開発基本計画といった、世界を視野に入れて研究開発の段階から標準化を意識したそういう戦略的な目的を持った研究開発の必要性を答申としていただきました。これにのっとりまして予算その他私ども国としてやるべき努力をしておるというものが現状でございます。

○山本一太君 アメリカはNII構想に総額で大体七千億円ぐらいつぎ込んでおりますので、ぜひ

今おっしゃつたような認識を持つて進めていただきたいというふうに思ひます。

さて、本法案を見ますと、関係している省庁が郵政、文部、農水、運輸、いわば四省庁の共同事業を対象にしているということなんですけれども、郵政省は当然情報通信を担当する官庁です、たしか高度情報通信社会推進本部の副本部長にもなつておると思ふんです。通産大臣と郵政大臣と官房長官の三人のうちのお一人だということもあつて、当然しっかりとリーダーシップを持って共同事業を推進していかなくちゃいけない立場だと思ふんですが、この法律ができる前にこれまで各省とも協力をしてきたような実績があれば、ちよつとそのことについてお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(木村強君) 本法案が最も典型的な例かと思ひます。予算がとれて法律にまでなつたというところで、御提案させていただいております本法がそういう面では画期的だろうと思ひますけれども、これまでもお互いに各省庁が連携をとつてやり出したという施策がございます。

例えば平成九年におきましては、多様なマルチメディアモデルシステムを自治体や大学等の協力を得て意欲的な地域において展開をいたしました。こういふことでマルチメディア・パイロットタウン構想というものを構築いたしました。これにつきましては、例えばマルチメディアキャンパスということであれば文部省、それから農水省あるいは建設省といったようなところと連携をいたしておりまして、この三月末で全国で十四カ所という形でマルチメディアの各省庁との連携プレーというものがスタートいたしました。

さらに平成十年の三月末の段階でありますけれども、これは通産省との連携プレーであります。全国八カ所に、先進的な情報通信システムの整備に対する支援を行う先進的情報通信システムモデル都市構築事業ということで、国の補助率をアップしたりあるいはソフト的なものも加え、情報通信としては本場に使い勝手のいいお金を地域

に落としていくという形でプロジェクトがスタートいたしております。

こういったことで、地域の面につきましては各省庁の持てる能力を発揮するという体制が既にでき上がっております。

そのほか技術的な面につきましては、例えば成層圏無線プラットフォームに関する研究開発、これは科学技術庁との間で本年度の予算からスタートすることになっております。高齢者、障害者の関係で申し上げますと、情報バリアフリー環境の整備ということで厚生省、労働省とタイアップをして行う。あるいは中心市街地の利便、集客力の向上を目的とし、これに情報通信の力を活用しようというところでマルチメディア中心市街地再活性化事業というものに農水省、通産省、建設省、自治省等と連携をして取り組んでいるということでございます。情報通信はすべての役所に横断的に対応する技術あるいはノウハウでございます。これを活用したこれからの時代というのに取り組んでおられるのが現状でございます。

○山本一太君 今御答弁にあったのは、いわば実行でやってきた部分だと思ふんですね。今お話があったように、この法律の意味というのは、その実行でやってきた部分を法律というきちとしたシステムに格上げした、こういうことではないかというふうに思ふわけなんです。

今、情報通信というのはあらゆる省庁に横断的に活用できるというお話がありました。私はもう一つちょっと不思議に思つたのは、公共性を持つ業務という範囲があるんですけども、これも非常に広いわけですね。ということは、この四省庁だけじゃなくて、ほかの省庁にもかかわる部分がいっぱいあると思ふんですが、今回なぜこの四省庁のみになっているのかということなんです。これは話を出したところ乗ってきたのが四省庁で、ほかとはうまく調整がつかなかったのか、ほかは興味を示さなかったのかかわらないのですが、ちょっと簡潔にそこら辺を教えてくださいませんか。

○政府委員(木村強君) 本法案の四省庁との共同

のシステム開発ということにつきましては、六つのシステムを開発の対象ということで御審議をいただいております。

まず当該省庁、例えば教育支援システムであれば文部省ということでございますが、こういった当該省庁と連携した研究開発におきまして、通信・放送機構のいわゆる通信・放送という汎用的な技術というものがうまく活用できる蓄積が現在の開放機構にあるかどうかといったようなベースが一つ。それから、具体的には各省庁が公共分野の情報化を進めようということで、非常に切迫感を持って対応しようという意欲があるかどうか。それから、やはり財政が非常に厳しい状況でございますので、何といひましても相手省庁の予算事情というのがございます。それぞれの省庁におきまして優先順位といったような事情の中から、今回研究開発の対象として一緒にやろうというのが六システム、文部、農水、運輸、郵政の四省共同という形に結果的になったというのが事実でございます。

○山本一太君 この法律でつくったシステムで実績が上げればほかの省庁にも連携を広げていくということですね。

○政府委員(木村強君) まずはしっかりとした目的意識を持つて確実にしていくことが、私も通産機構を通じてこういう公共分野の情報化に非常に役に立つということ、まず信頼を勝ち得るということでございます。今回御審議をいただいております法案ができましたら、このシステムについてしっかりとしたものをつくって信頼を勝ち得ていけば、この法律を適用して公共分野の情報化を進めようという機運が各省庁に及ぶものだと思ふように確信をいたしております。

○山本一太君 今の関連で、いわゆる省庁の連携という話なんですけれども、各省庁が持っている研究機関の連携というのも技術開発の面では非常に大事だと思ふんですが、たしか通産省と郵政省の電子総研と通信総研が何かが脳の研究を一

緒にやっていた、脳はどこかシステムが一つ壊れても全体として機能するということがあって、それを何とか通信・放送技術のシステムに生かさないかというような研究をやっていたというような話があるんですが、そのいわゆる研究機関の連携についてはいかがですか。これも非常に簡単に結構です。

○政府委員(木村強君) 今先生御指摘のとおりであります。脳と情報通信というのは、神経系統とも言われておりますように人体の脳の構造と非常によく似ておるといふことで、そういう連携も進んでおります。

それ以外にも、先ほど申し上げました成層圏無線プラットフォームにつきましては科学技術庁航空宇宙技術研究所等との連携、それから先ほどお話しに出ておりましたが、ITS、高度道路交通システムにつきましては通産省電子技術総合研究所、あるいは建設省の土木研究所といったようなことで、それぞれの国の研究機関との連携プレーも行われております。

○山本一太君 これは限られた四省庁の範囲ではあるんですけども、いずれにせよ、関係省庁が共同で公共分野の情報化の基盤となる技術開発を推進していく、この法的枠組みができたということとはやっぱり小さいブレイクスルーだと思いますので、この法案は非常に私には意味があると思ふんですけれども、大きな話で、心配があると思ふと二点に絞られると思ふんです。

一つは、さっきも御答弁の中にありましたけれども、非常に財政事情が厳しい。こういう中で一体どのくらいの予算が確保できるのかということだと思ふんですけれども、これは初年度の予算は数億円ですか、幾らぐらいの予算になるわけですか。

○政府委員(木村強君) 御審議いただいております六つのシステムにつきましては、約六億から七億の間の予算ということでございます。

○山本一太君 やっぱ六億か七億というのは大変少ない数字だと思ふので、ここら辺については

情報通信の重要性を認識した上で政治の方もしっかりと応援していかなければいけないというふうに思っております。

もう一つの心配は、各省庁の縦割りというものが、本当にその壁を乗り越えて協力していけるかという点だと思ふんです。この点についても非常に郵政省の責任は重大だと思ふので、ぜひそういう認識を持ってこの共同プロジェクトを進めていただきたいというふうに思います。

あと時間が二分ありますので、お待たせしましたが、大臣に一言だけお話を伺いたいと思ひます。本法案の目的というのは、「高度情報通信社会の構築」というふうにたしか法案の中ではなっていたと思ふんですけども、これに向けて大臣のリーダーシップのもとに郵政省に頑張ってもらわなければならないと思ひます。

○国務大臣(自見庄三郎君) 山本委員から、大変よく理解をされて、大変高い見識からの御質問に感謝をいたしました。

郵政大臣の決意を伺いたいということでございますが、高度情報通信社会というのは、もう先生今さっきも何度も述べられましたように、やはり情報だとかあるいは知識の自由な創造、あるいは流通、共有化を可能とする新たな社会経済システムである、こういうふうに思ふわけでございます。

そういった中で、私は、いわゆるマルチメディアというのはいちで三度おいしいということをしれば申しとおるわけでございます。

一点は、これはもう御存じのように、今の景気の停滞を立ち直らせることに大変資するものだ。特に、今さっき局長から話があった大変厳しい経済状況の中でもアジアがこういった高度情報通信社会をつくるという決意は変わらないうちの、私はそういうところにあると思っております。

二点目は、要するに雇用の創出でございますが、これは言うまでもないわけでございますが、

雇用の創出、大変大きなことでございますが、その点に資する。

三つ目は、御存じのように、一人一人の生活から、あるいは企業のあり方から文化から、あるいは社会の仕組み、政治の仕組みを変えていくような産業構造の転換を含む大きなエネルギーだと、私はこう思うわけでございます。

そういった中で、新しいそういった特徴を踏まえて、いろいろな施策はあるわけでございますが、新しい一種の文明の変革にも私は匹敵するものだと、こう思っておりますので、郵政省といたしまして、先生方の御指導をいただきまして、しっかりとそういった新しい時代を切り開いていきたい、そういうふうな思っております。

○山本一太君 ありがとうございます。

○松前達郎君 松前です。

特定公共電気通信システム法、これに入ります前に、通信放送衛星「かけはし」のことについてお伺いしたいと思います。

「かけはし」は予定の軌道に乗せることができなかったわけですね。軌道には乗らなかったんですが、これは不幸中の幸いといえましょうか、すべてだめになったわけではない。これは通信実験の衛星だと思えますけれども、一部は実験が可能だというふうな聞いているわけでありまして、当初の予定と比べまして一体どの程度の実験が現在可能なのか、これについてまずお伺いします。

○政府委員(木村強君) 私ども期待をしておりますが、これは「かけはし」が宇宙開発事業団のロケット失敗のために当初の軌道に投入されず、期待をいたしておりました通信・放送の実験について当初の予定どおりの実験ができない事態になりましたのは非常に残念でございます。

しかし、衛星本体は無事に地球の周りを回っており、という情報を得ましたので、早速私ども対策会議をつくりまして関係方面とも協議をいたしまして、できるだけ高い軌道に乗せながら地球から

の実験の時間がたくさんとれるようにということと種々検討をいたしました。

その結果、私どもといたしましては、現状でできる限りの軌道を確認するということになりました。八月から十二月までの間に二日に一回は約九十分間の実験が可能となるというふうなことでございまして、その二日に一回九十分の実験が可能だという中でどういう実験ができるかというのを私も現在検討をいたしております。

すべてパフォーマンクに当初の予定どおりにはまいませんけれども、例えば衛星搭載中継器、アンテナの特性測定及び性能評価といったようなもの、それから次に、衛星を介しました地球局の特性測定及び評価、それからマルチメディア移動体衛星通信あるいは統合デジタル衛星放送等につきましては可能な範囲でデータや画像伝送を実施しようというところで、当初の第一番目に申し上げましたものにつきましては達成度約五〇%ぐらいのところを再目標にいたしまして、今申し上げました順序による優先順位をつけながら、二日に一回九十分という限られた時間の中でできる実験を行いたいということと関係方面と今努力中の状態にあるということでございます。

○松前達郎君 この衛星の本来の目的、これは間違っているかもしれませんが、いわゆる衛星からの情報を伝達するべき中継用の実験、放送ではなくて通信の実験だというふうな伺ったんですが、今非常に限られた時間というお話がありましたけれども、本来ですと、これは傾斜角ゼロのところに乗せる予定だったんですね。多分そうだと思うんですがどうでしょうか。いわゆる静止衛星として使いたい、現在そこまできていらない、トランスフアーのところのためになっていますから、そうすると軌道傾斜角というのはどのぐらいのところを今回っているんでしょうか。

○政府委員(木村強君) 三万六千キロの静止衛星軌道に投入するというのが目標でございまして、打ち上げ当初はこれがなかなかうまくいきませんで、遠地点では千九百キロ、近地点では二百

五十キロ、周期百七分ということでありましたけれども、その後軌道の修正を行いまして、現在は、遠地点では二千五百キロ、近地点では四百キロ、周期百十五分の間隔で地球を一周しておるといふ状況でございます。

先ほど申し上げました九十分の実験の時間を確保するための目標軌道につきましては、遠地点が一万七千七百キロ、近地点が五百キロ、周期三百二十分というのを確保できれば二日間九十分の実験可能時間が確保できるということでござい

ます。

○松前達郎君 私は衛星のことは余り詳しくないんですが、余り低いところだとこれは空気が抵抗がありますから、寿命がひどい場合だったら二、三日で終わっちゃう場合もあるし、一番近いところでは五百キロ以上に上げておけば数年もつというところなんです。ですから、今おっしゃったのはそれ以上の高さに持つていくわけですから、当分の間使えるような状況だというふうな判断してよろしゅうございしますか。

○政府委員(木村強君) 私どもそれを期待いたしております。

○松前達郎君 いや、衛星のことはそのぐらいにいたしまして、法案について質問をさせていただきます。

我が国の研究費の政府負担の割合なんです、これは欧米諸国に比べますと比較的低いんですね。民間の研究開発機能の方が機能している、大きくそれに依存せざるを得ない、そういう状況だというふうな判断をしているわけですが、民間の研究の場合ですと、基礎研究とかそういうものはなかなか取り上げない場合が多々で、実用化ですとかあるいは製品化を目的とするいわば応用開発研究といえますか、こういった研究が多くなるのはこれはやむを得ないことだろうと思

います。

そこで、この法案の目的が高度情報通信社会の構築だろと思うから、個別のシステムを構築しようとするのではなくて、基礎的あるいは

汎用的成果を得るということもその目的の中心として据えられているんだらう、こう思うんです。先ほどお話がありましたように、各省庁との連携のもとに研究開発を行っていく、こういった場合の汎用的な技術成果、これについては一体どうい

うものを期待しておられるのか、あるいはどうい

うものが得られるであろうか、これについて御説明ください。

○政府委員(木村強君) 文部省と連携をいたしております教育支援システムにつきましては、例えば、ネットワークの込みぐあいに応じて動画の圧縮率を変更する技術、これは主として通信・放送に関する汎用的な技術でございます。それから、文部省側の技術でありますけれども、音や動画の情報を生徒の学習の動機づけとなるように構成する技術、こういったものがドッキングをすれば、パソコンを通じてインターネットに接続をして児童が学習しようとする際に非常に意欲のある形で学習効果上がる、こういったものができ、こういう考え方でございします。

それから、運輸省との関係につきましては、私ども、改ざん防止技術、認証技術というものをここにいたしまして申請手続を電子化しようという

ことであります。特に、運輸省側につきましては、データの漏れをチェックしたりあるいは関係部局に配信する作業をソフトウェア化する技術といったようなことが合わされば、申請手続が非常にこの仕組みにうまく乗る、こういうことでござい

それからもう一つ、運輸省とは移動制約者支援システムというものも考えております。これは、郵政省の場合には通信・放送の技術ということで、PHS端末の位置捕捉技術というものをベースにいたしまして、運輸省側のホームに進入してくる列車の型、速度、位置を正確に把握する技術というものが組み合わされば、実際の列車の進行に際しまして、駅構内におられる身体障害者の方々等移動制約者の方々が非常に的確な情報を得て動ける、こういう体制になるというものでございます。

それから、郵便関係につきましても、郵便事業の高度化に資するシステムにつきまして連係プレーを考えておりますけれども、例えば、お客様がオンラインで電子データを送信する際に不正にデータが書き換えられることを防止する技術というものは、通信・放送関係のいわゆるセキュリティチェック、本人確認といった形の中で行いたい。それから、印刷された内容文書と受信した電子データの内容の同一性を確認する技術といったようなもので内容証明が電子的に行われる体制ができる、このように考えております。

○松前達郎君 各省庁それぞれ対象となるべきテーマをおっしゃったわけなんです、法律のつくり方として、郵政省が核になるわけですが、ほか三省、それぞれ一省ずつと連携するという形で進めていくというふうな今うかがえたんですけれども、今度は、例えば四省あるいは三省が横の線をつなぐような横断的な共同研究というのがないのかどうか、これについてお考えになつて

は、先ほど申し上げましたとおり、通信・放送機構に各分野の情報化の共通の基盤となる通信・放送技術に関する開発技術というものが一つの側面ございまして、これとペアをなす形で、各省の分野固有の技術に関する研究開発とをそれぞれ一体的に行わせるということで、フィードバックをしながらワンペアという形で一体的にこの公共電気通信システムの開発を促進するというところでございまして、本法案につきましてもそのような組み方で考え方を整理したということでござい

具体的には、電気通信システム法の第四条第一号に、「特定公共電気通信システムの開発に必要な技術に掲げる技術」、いわゆる通信・放送関係の技術であります、これと、「ロからトまで」というのは、例えばロにつきましても学校教育及び云々というところで文部省関係であります、ハは農水省関係という形で、イという通信・放送技術とそれ以外の省とのものがワンペアとして一体的に行うということとを前提にした法律のスキームにいたしております。

今先生御質問のございましたように、一対一の形ではなくて、ベースとなる通信・放送技術は、上に各省のそれぞれが共同で乗っかって一対一というような形でのスキームは考えられないかというところでございまして、私も、私の現時点で各省の開発システムを検討した段階では、基本になる通信・放送技術にそれぞれの省が自己の最もふさわしいアプリを乗つけていく、そういうシステムをつくらうということでございしたので、予想はいたしておりません。

確かに、先生御指摘のようなシステムがこれから、技術のことでございまして、各省のアプリも効率化をしていくということになりますと、共通的なところは共通にやっていくというふうなことができてまいりようになりますれば、先生の御指摘のようなシステムということ念頭に置いた研究開発も可能になるというふうな考えております。

○松前達郎君 科学技術基本法ができて以来、基本計画が組まれて、その前後だと思っておりますけれども、やはり情報通信に関する重要な施策の推進というものが各省でそれぞれ考えられていたんですね。その当時は、どうも各省でんでんばらばらにそれぞれそういった面に取り組んでいきたらというところだったんだなと思つたんです。そのまあいかにどうなることかと思つたんですが、今回のこれである程度、一歩まどいかな、まだ半歩ぐらいいかもしませんが、前進の方向にあるというふうには私は見えているわけなんです。

さてそこで、研究の対象となるべきテーマ、このテーマの選定について具体的にはどういう手続でテーマの選定をされるのか、また来年度以降恐らくまたこのテーマはふえていくだろうと思つていますが、この研究テーマの構想というものがあつたから教えていただきたいと思つております。

○政府委員(木村強君) 研究テーマとなる技術の選定手続でございまして、まず各省が担当分野の技術につきましても、今回平成十年度に開発対象とする技術の候補をピックアップいたしました。これは法律に盛り込まれておるところであります。

その後、当該年度の予算事情を勘案いたしました、各省で調整可能だということで、それぞれの大きな仕組みというのは、例えば文部省との関係では教育支援システムといったようなもので、そういうシステムとしてのテーマは選定をいただきまして、あとは、その次の教育支援システムの中の具体的な技術の研究テーマにつきましましては、主務大臣が選定をいたしました技術を記載した基本方針をつくるように法律の中でうたわれておりますが、そういう基本方針の中で具体的なテーマを各省が協議をしてさらに細目を決める、これに基づきまして機構にこのテーマで研究開発をお願いしたいということで指示をするということに法律の構成はなつております。

して、より詳細な要素技術の研究テーマを決めていくというようなことを想定いたしております。現時点では問題でございまして、そういうことを想定いたしております。

それから、先生、来年度以降の研究テーマについてどうかというお話でございましてけれども、私も今回は確かに今申し上げました六つのシステムでございまして、これから大切になりますのはやはり環境監視システムといったようなこと、それから遠隔医療、遠隔福祉といったような問題は非常に切実な問題に行政としてもなつていくというところで、こういったもののノウハウをしっかりと研究開発の段階で確立しておくことが非常に重要だろうというところで、そういう問題意識を持って来年度以降取り組んでみたい、このようないきなり現時点ではあります。

○松前達郎君 そういふことでテーマが設定をされていよいよ協力体制のもとに研究が着手されていくということになると思うんですが、このそれぞれのテーマといふことがプロジェクトといふんですか、これに大体どのぐらいの期間を予定されているのでしょうか。研究がある程度進行し、それが実を結ぶまでの期間として予測されている期間があればおっしゃっていただきたいと思つて

○政府委員(木村強君) 画一的にということはないかなが現時点では申し上げられませんが、やはりそのニーズというものが可及的速やかに行うことが要請されていようというふうなことを考へております。まず、システムの全体設計あるいはシステムの構築あるいは実証実験という現実に応用する一歩手前の段階までのシステム開発ということ念頭に置いておられますので、そういう意味では三年というふうなことを一定の目標に置いてやっていくというものが現時点での各省庁との協議の結果でござい

きるかもしれない。あとは民間の方に移行させて製品化していくという段階に入るとすればそのぐらいいいかもしれませんけれども、ちょっと短いような気もするんです。しかし、いろいろ予算等もあると思いますので、通信・放送機構が手がける研究としては大きなテーマの場合、やはり長いものもあつていいんじゃないか、そういうふうに思いますので、それぞれ研究内容に応じた期間を設定されて、叱咤激励していただければと、こういうふうに思います。

そうしますと、当然評価の問題が出てきますね。終了後の評価の問題あるいは終了させるかどうかの評価の問題、それと同時にそこまで行く前の進行をしている段階での評価、こういったいろいろな評価があるんだと思うんですが、この評価は一体どういうふうに行うんだらうかということなんです。

親官庁による査定とか監査ですか、あるいは内部委員会による審査とか調査とかそういったようなもので、これは従来どおりやっているやり方だと思いますが、それで済ませてしまうのか。あるいは、せっかくですからこれを外部評価というものにゆだねる、これは新しいことだと思いがすが、そういうことも考えられるわけですが、評価についてどういう方法をおとりになるつもりでございましょうか。

○政府委員(木村強君) 研究開発を活性化、促進するというのが一つでありますけれども、やはり研究開発につきましても、国のお金を投入するわけでございますので、途中経過も含めまして広く国民の皆様様の理解を得なきゃいかぬということが非常に重要だと、これからますますそういう面ではこういう考え方が重要であろうということで、適正な評価を実施していくことは必須不可欠であるというふうに考えております。

この方法につきましては、先生御指摘のありました従来型の自己点検というものももちろんございます。しかし、評価の公正さあるいは客観性を確保するために、機構に属さない第三者がこれを

評価するという外部評価の導入がぜひとも必要であるということを考えております。

具体的には、通信・放送機構の中に評価対象であります研究開発分野に関連する分野の専門家から構成されます評価委員会を新たに設置いたしまして、本法案に基づきます研究開発期間の中間時点及び終了時点で評価を実施していくという考え方で、中間段階も含めまして適切な評価体制を築きたい、しかも第三者による評価ということを念頭に置いたスキームをつくりたい、このように考えております。

○松前達郎君 法案の中に、主務大臣は、通信・放送機構に行わせる業務の実施のため基本方針を定めると、こういうふうにごさいます。この基本方針というのは一体どういう内容のものなのか、これは大臣からお答えいただければありがたいんですが、主務大臣が定めるということになっていきます。

○国務大臣(自見庄三郎君) お答えをさせていただきます。基本方針においては次の事項を定めること等を想定いたしております。

一番目が、特定公共電気通信システムにおいて実現すべき機能、それから二番目といたしましては、それらの機能を実現するために必要な技術の内容、三番目が、研究開発上の留意点。

具体的には、特定公共電気通信システムにおいて実現すべき機能については、例えば学校教育及び社会教育においては、視聴覚教育を行うための機能の内容として画面の揺らぎ等のない高品質の動画を送受信するための機能等。

このような機能を実現するために必要な技術の内容として、例えば学校教育及び社会教育において視聴覚教育を行うための機能に必要な具体的な技術、例えばネットワークの負荷状況に応じて動画像の圧縮率を変更する技術等。

また、三番目の研究開発上の留意点につきましては、通信・放送技術については通信・放送機構のこれまでの研究開発成果等を最大限に活用する

こと。また通信・放送以外の分野の技術については各分野の所管官庁の試験研究機関に助言を仰ぐ等他機関との連携を図ること等。そういったことを定めることを予定いたしております。

○松前達郎君 先ほどから、教育の面における活用といいますが研究開発の結果の導入といいますが、これが盛んに言われているんです、教育機関のインターネットへの接続問題ですね。文部省は高速インターネットを活用した教育支援システムの開発、これを予算要求しているというふうに伺っているんですが、インターネットを通じて、今ちよつとお話にありました動きがスムーズで高品質の映像教材を各学校に配信する、そのための技術を開発するということだろうと思ひます。

この前提として、インターネットに接続をしないといふ話になりません。しかし、現時点では、これはちよつと古いデータかもしれませんが、公立の学校へのパソコンの導入というのはある程度進んでいるわけでありまして、インターネットへの接続というのは非常に思ひます。高校では一七・三、中学校で二二・五、小学校では七・三、アメリカの場合ですと、先ほどもちよつとアメリカのスーパーハイウェイ構想の話がありましたけれども、二〇〇〇年までに全米の学校をインターネットで結ぶ、アメリカ国民は十二歳でみんながインターネットでアクセスできる教育を保障する、こういうことをクリントンが言っているんです。ドイツでも、ドイツ政府と通信会社、ドイツ・テレコムと学校をインターネットで結ぶシュレーレン・アンス・ネットというプロジェクトを推進している、これも二〇〇〇年までにすべての学校をインターネット接続をする。インターネットにつなぐこと、決してそれだけが重要なことではないと思ひますが、時間や距離の制約がこれを取り払われることもありまして、外国との交流も可能になるし、もちろん国内の交流も可能になってくる。その道具としてはインターネット接続というのは非常に大きな意味を持つんだらう、こ

ういうふうに思ひます。経費もそんなに大きな経費はかからない。

我が国でも、二〇〇三年までにインターネットを使えるようにする、そういう整備計画が立てられていると伺っているんですが、これらに関して、整備を具体的に今後どのように進めていかれるのか、光ファイバーが接続の回線になると思うんですが、これらについてどういうふうにお考えなのか。そしてまた同時に、郵政大臣として、このインターネットを使う教育、これを活用することの意義についてどうお考えなのか、これをお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(自見庄三郎君) 松前先生も今御指摘のとおり、アメリカ、ドイツなどでは、目標を定めまして、ちよつとインターネットに接続することを大変熱心にやっておられるわけでございます。我が国におきましても、今先生御指摘のとおり、教育分野におけるインターネットの活用が大変重要な課題となつてきていますので、実は昨年の十二月に、文部大臣と私と共同で、教育分野におけるインターネットの活用促進に関する懇談会を開催いたしまして、検討を進めているところでございます。

郵政省と文部省、両大臣の私的な懇談会ということでございますが、聞くところによりますと、こういったことは初めてだということでございます。やはり新しい時代でございますから、教育の分野においても情報通信の活用が大変大事なことでございますから、実はこれは、二人の大臣で話をしてつくつたものをつくらうということと合意をしてつくつていただいたわけでございます。

先生御指摘のとおり、インターネットは、これからの高度情報化社会において社会経済全般にわたつて不可欠な存在となりまして、特に学校においては、次の世代を担う生徒でございまして、情報リテラシーの涵養を図る上でも早期に実現されることが必要だというふうに思ひます。先生御存じのように、これはもう情報機器、機械を使うというのは子供のころからなれ親しむこと

がやつぱり一番いいわけでございますから、そういった意味で、まさに情報機器のリテラシーを涵養する上で、私は、小学校、中学校のころからきちっとインターネットを活用した教育が必要であるというふうな思っているわけでございます。

そういった中で、文部省も平成十一年度までに全国の小中学校にパソコンの配置を完備する予定であるということも考えておまして、インターネットをそれいかに接続するかということいろいろ今実は知恵を絞って考えさせていただいておるわけでございますが、率直に言いますと財政状況が厳しいということもございまして、インターネット接続金をどうするかという大きな問題もございまして、そういったところをやはり力を合わせて、知恵を絞って何とか実現をしたいと、こういうふうな今考えているところでございます。

○松前道郎君 昭和五十四年だったと思うんですが、ちょうどここに及川委員もおられますけれども、一緒の委員会におりましたときに、通信・放送衛星機構というこの機構の法案が最初に出てきたわけですね。そのときにもいろいろと議論があったわけなんです。

その後、平成四年に法改正を行って、通信・放送技術の向上を図るという目的、これを加えて現在の名称に変わっていると思うんですけども、この内容が規定等も含めてたくさん網羅されているんですが、これを一つ一つ読んでみると非常にわかりにくい。これについて、今後の課題かもしれないんですが、規定の一元化というのがどうしても必要なんじゃないだろうか。普通、これを見ただけじゃ余りにもたくさんあり過ぎてわからないです。

あるいは、これが肥大化していく。例えば、光ファイバーをこの機構がやれることになりまして、それが一つの通信の回線を持つことになりまして、そうすると、当然、これは第二NTTに変わる可能性もあるという心配もされている。いろんなことが言われているわけなんですけれども、この通

信・放送機構に関する諸規定といいますが、臨時措置法とかいろいろありますけれども、こういうものを一元化するというところをお考えになっておられますかどうか、これを最後にお伺いしたいと思うんです。

○政府委員(木村強君) 先生御指摘ございましたように、昭和五十四年に通信・放送衛星機構として設立がされて以来、現在ではこの通信・放送機構法のほか、機構の特例業務を定める八つの法律で、通信・放送事業の高度化であるとかあるいは研究開発業務等が行われております。

情報通信の高度化あるいは技術の革新に沿って、官民の役割分担の中で、認可法人としてふさわしい業務を果たしていく非常に重要な位置づけを持つ法人にさせていただいておるということだと思えます。

しかし、外から見ますと、先生御指摘ございましたように、非常に複雑な状況になっておりまして、私もといたしまして、機会があれば、確かに一括した一本の法律にきれいに整理をするということが理想であろうかと思えますけれども、現時点まで特例法等の構成をとってまいりましたのも、それぞれやはり理由がございまして、

仮に、通信・放送機構に関連する規定を一元化するということになりまして、認可法人の業務につきまして、今までもものを全部入れる、あるいは個別にきっちり決めておりましたものがある程度包括的な形で含むということになりますので、包括的な規定がやはり出てこようかと。

それから、情報通信という変化の激しい分野で、一元化できまして、やはりまた次から次と新しい仕事というものが考えられる。一元化してもまた新しいものが出てくるというような事態も想定される。

あるいは民間企業との役割分担というものが、今はきちっとある一定の哲学のもとにつくられておりますので、明快に法律で制定をするということと、一つ一つ国会の御審議を経て法律をつくって通放機構の業務が行われておるわけでありま

けれども、そういった包括的な、一元的な法律となりましてどこまでやっていくのかどうか、一回ずつのチェックがなかなかききにくくなるんじゃないかといったような問題等。

それから、特例法はいわば作用法でございまして、これを機構法のような中の組織法を中心とした法律に入れてしまおうかというような立法技術的な議論等もございまして、

いずれにいたしましても、確かに一つの法律で簡明にすかつとしていくというのが一つの理想でございまして、そういう問題意識は持っておりますけれども、今申し上げました点をどうクリアしていくかということにつきまして、省の内部でもこれから真剣に検討してまいりたい、このように考えております。

○但馬久美君 公明の但馬久美でございます。

まず、郵政大臣にお伺いいたします。本法案は、情報通信に関する研究開発を推進するためのものであるということでありまして、私も、我が国の情報通信分野の研究開発の現状と今後の展望についてまず御説明ください。

○國務大臣(目黒三郎君) 但馬委員にお答えをさせていただきます。

これまでの情報通信というのは、御存じのように音声や文字を伝える手段であります。そういった意味で情報通信技術の研究開発も、これらを速く確実に忠実に伝えるための研究開発を中心として来は実施してきたのが現状でございます。

しかしながら、高度情報通信社会を構築し、情報通信を現実に国民の役に立つようにするために、社会的ニーズを踏まえつつマルチメディア技術などの国内外の急速な技術革新に適切に対応することが必要となつてまいりました。

そういったことを踏まえまして、郵政省では、昨年、平成九年四月でございますが、電気通信技術審議会から御答申をいただきました情報通信研究開発基本計画に基づきまして、情報通信技術の研究開発に戦略的に取り組んでいるところでございます。

具体的には、郵政省といたしましては、まず一番目といたしまして、アプリケーションの高度化技術、二つ目は、ネットワークインフラの高度化技術、三番目といたしましては、新技術のシーズと申しますか、芽とか種子でございますが、そういったものを創出する基礎的、先端的技術、この三つの分野について重点的に研究開発を推進することとし、二十一世紀に向けて世界の情報通信の発展に貢献しつつ、そして豊かでゆとりのある高度情報社会を実現するため、今後とも、今申し上げましたようなことを踏まえて研究開発に積極的に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○但馬久美君 どうもありがとうございます。これから本当にいいよ発展していくわけなんですけれども、それにはまず研究の開発費、予算の部分が必要になってくるわけなんです。我が国の国の研究開発費は本当に非常に少ない、とりわけ情報通信分野における研究開発費は少ないと聞いております。

平成十年度における郵政省関連の情報通信分野に関連する研究開発費は全体でどれくらいなのか、お知らせください。

○政府委員(木村強君) 平成十年度におきます郵政省の情報通信分野に關します研究開発費でございますが、一般会計で三百四十五億円であります。産業投資特別会計で二百六十億円ということと、合わせまして約六百五億円というのが先生の御質問に対する数字でございます。

○但馬久美君 その額は、二十一世紀の花形産業と言われている情報通信産業を所管する郵政省の研究開発費としてふさわしいと考えておられるのかどうか、その点いかがなんでしょうか。

○政府委員(木村強君) 二十一世紀の発展基盤を形成する情報通信技術の研究開発ということで、私もそういった仕事を預かる立場からいたしますと、国のにお金につきましてはこれを効率的に使うという気持ちを持ちまして、これだけの数字でいけるかどうかという問題意識は持ちまして毎

年予算要求等の中で情報通信の重要性を訴えてきておりますが、最終的には政府内部の調整の中で、全体の財政状況を踏まえた形ということでこのような数字になっておるということであります。

与えられた数字の中で、本当に役に立つのではない研究開発にこれからは努めてまいりたい、このように考えております。

○但馬久美君 本日に頑張っていただいたいと思っております。

さて、通信・放送機構は、先ほど松前委員からお話もありましたけれども、通信・放送衛星機構として昭和五十四年八月に発足し、その後一部業務を追加しつつ、通信衛星、放送衛星の管制業務を行っております。そして、平成四年十月には通信・放送衛星機構法が改正されまして、通信・放送技術の向上を図ることなどを目的として追加されたわけで、研究開発に関する業務を追加することにも、名称を通信・放送機構と改めました。

通信・放送機構の業務のうち、衛星管理業務は、過去、臨調答申とかまた行革大綱の中で民間法人化することが指摘されております。平成四年度の行革大綱では、平成七年度をめとして経営の自立化の実現、またさらに平成八年度の行政改革プログラムでは、管制業務については平成十一年度をめとして経営の自立化を実施するとなっておりますけれども、今現在、そのスケジュール、自立化する意思があるのかどうか、またそもそも民間法人化がおくれている理由は何なのか、お聞かせください。

○政府委員(木村強君) 管制業務の自立化につきましては、ただいま先生御指摘ございました平成八年十二月二十五日の閣議決定の行政改革プログラムの中におきまして、「管制業務について、平成十一年度に国からの出資金を返還し、経営の自立化を実施する。」とされておるところでございます。

そういうことでございますので、私どももいたしましては、平成十一年度に国からの出資金を返

還して経営の自立化を図るということで、十一年度の自立化を目指して現在準備中であるということでございます。

それから、これまでいろいろとおくられてきたというようなことも先生から御指摘がございました。当初、五十四年に通信・放送衛星機構として発足をいたしましたときには、管制業務を行う唯一の認可法人でございました。当初はこの法人しかなかったというところでありますけれども、最近ではやはり民間が自分で自己所有の星を管制するというようなことも出てきております。

私もそういったしましては、この自立化の方針にのっとって動くわけでありまして、やはり自立化を行いますには財政基盤を強化していく、あるいは中で働く職員の効率化もきちっと行っていく、しかる後に、国から預かっております出資金を返還して自立化していくということでも必要だということ、これまで時間を要したわけでありまして、一定のやはり準備期間ということも必要です。この十月に、国の開発資金が投じられました最後の放送衛星B3bが終了をして、本当に通信・放送機構が純粋に民間資金だけで開発された衛星のみを管制することにもなるということでございますので、これを契機として平成十一年度にしつかりとした形で管制業務の自立化を図りたいという思いで準備をしておるといふ状況でございます。

○但馬久美君 国が取り組む研究開発というのは、一般的には、一つには非常にリスクの高い分野の研究開発がありまして、それから、公共性の高い分野の研究開発、それから多様な分野に共通性があるあるいは普遍性がある研究開発、またあるいは波及性が高くかつ緊急性のある研究開発などが民間の実施が期待できないものと認識しております。

今回提出された法案で想定されている研究開発プロジェクトは、公共性の高い研究開発で民間の実施が期待できないものに相当すると思っておりますけれども、研究開発で民間の実施が期待できないもの

のというのは、先ほどから述べておりましたけれども、この法案に関する各省庁にはまたそれぞれ研究機関があり、例えば郵政省には通信総合研究所という立派な研究所があります。本法案に想定されている研究開発は、郵政省が主体となつて各省、先ほどの文部省や運輸省が研究開発に共同して当たれば事足りるのではないかと。本法案は民間に対する支援措置でもないし、またその意味では通信・放送機構に行わせるべき積極的な理由がないと思うんですけれども、その点はどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

○政府委員(木村強君) 公共分野の情報化を促進するため、特定の公共電気通信システムにつきまして、その開発に必要な技術の研究開発を行うというところにこの法案ではさせていたいております。実用的なシステムの開発が目的であるため、いわば基礎から応用への橋渡しといったようなステージにある研究開発だと位置づけておりまして、より実用化に近い研究開発を行うという意味で、国自体が通信総合研究所として基本的に基礎研究を行っておるものとはステージの違う話であるということ、それからやはり民間ではリスクが高い、あるいは汎用性のあるものでなかなか積極的に行うという雰囲気にもないものであったといったようなことで、私もこういった研究開発を通信・放送機構を通じて行おうということにしたわけでありまして。

私もしましては、官民あるいは国自体とこういった通信・放送機構の研究開発のステージにつきまして、きちっとわきまをふらふというシステムで行っていくというふうな考えでございます。

○但馬久美君 通信・放送機構の特例業務というわけなんですけれども、郵政省は通信・放送機構の特例業務を定めた法律を毎年のようにこうして出しております。どのようなビジョンに基づいておられるのか御説明いただきたいと思っております。

○政府委員(木村強君) 先ほど来から御質問がございまして、この法律本体以外に特例法が八

つあるというふうな非常に多様化をしたといましようか、あるいは重層的と申しましうか、そういう構成になってきておりますのは、情報通信の技術が非常に激しい、次から次へと新しい考え方が出てくる、しかも情報化について国全体が立ち上がっていくスピードが非常に加速化されてきたといったようなことで、多様な支援業務あるいは研究開発業務等を国自体ができないものについてこういった認可法人のスキームで対応するのがふさわしいという形でのような形ができておりますので、先生のお立場から見ますと、その都度その都度個別に全体的なビジョンのない中でこういった業務の追加が行われているのではないかと。御質問をさせていただきます。

私も、基本的にはこの研究開発業務といいますが、高度情報通信社会を立ち上げる情報の高度化というのに対する支援措置というのが一つの柱であります。それから、研究開発業務の支援というのがこれまた一つの柱であります。

大きなこの二つの柱の上に立つて、例えば高度化支援業務であれば金融措置というのがやはり一つ必要であろう、あるいは人材の育成というものが必要であろう、さらにはニュービジネスの立ち上げというものが必要であろうといったようなこと。それから研究開発につきましては、先ほど大臣から松前先生のときに御答弁ございましたように、戦略的な計画の中で認可法人たる通信・放送機構を使ってやるのが一番ふさわしいというようなステージの研究開発につきまして行おうということ、バックボーンといったしましては、私も、情報通信に関する電気通信審議会からいただきました答申あるいは技術審議会からいただきました答申の中で、大きなそういう方向性というものを出していただいておりますので、それぞれのステージで通信・放送機構にふさわしい中身を予算要求し、認められたものを法律として直す必要がある場合には御提案申し上げるという形で、大きな流れに

つきましては一定のビジョンのもとに動いておるといふことでございます。

○但馬久美君 高度情報社会の実現のために必要な部分であると思われましても、今まで縦割り行政で各省庁がばらばらに行ってきた研究開発を、今回一体的に実施して効率化を図ることは一歩前進であると思われたいです。研究開発費を郵政省以外の省庁からも集める以上は、今まで以上に研究開発事業の厳密な評価とか、そしてまた検証が必要であると思えます。本法案の各事業の期限の終了に際しては、費用対効果分析、サンセット方式を導入し、効果の検証をきちっと行うべきであると思えますけれども、その点はどうかふうにお考えでしょうか。

○政府委員(木村強君) 先生御指摘のとおり、評価につきましては外部評価ということも導入いたしまして、中間あるいは最終段階できちっとした評価を行うという体制を構築したい、このように考えております。

先生今御質問ございました費用対効果という点につきましては、これは研究開発といましようか、一定のシステムにつきましても研究開発でございまして、これが具体的に実用化をされてどの程度のコストパフォーマンスができるかという面では、最終部門、実用化をしてこれを移行に移すというのにつきましても、そこまでのスパンでなかなか考えづらい非常に難しい面がございまして、そういう面ではあくまで研究開発の一環であるという認識を持っております。ただし、これが実用化されたときには各省庁がそれぞれのシステムを導入するわけでありまして、そのために要した費用あるいは国民の利便性に寄与した度合い等々、客観的なコストパフォーマンスが行われるというふうに考えております。

○但馬久美君 くだらないようにしつかり頑張っていたのだと思います。

法案に入りたいと思うんですけども、条文に則して幾つか伺いたいと思います。

まず、この法案の第二条の定義に、「特定公共

電気通信システム」とは、国又は地方公共団体の業務その他公共性を有する業務」とありますけれども、「公共性を有する業務」とはどのようなものを想定しているのでしょうか。

○政府委員(木村強君) 「公共性を有する業務」とは、国民との接点が多く、国民の日常生活に重要な役割を果たしており、国民が広くその便益を享受できるような業務を指すというふうに理解いたしております。

もう少し具体的に申し上げますと、行政、教育、研究、学術文化、スポーツ、保健医療、道路交通、公共輸送部門、防災などの分野における業務が想定されるということでありまして。

こうした業務の主体としては、国、地方公共団体のほか、国民の日常生活に重要な役割を果たす業務を行う公益法人や株式会社、例えば私立学校を経営する学校法人や鉄道を営営する鉄道事業者等も含めて考えているということでございます。

○但馬久美君 ぜひ立体的にきちっと行動を起こしていただきたい、そういうふうに思います。

次に、もう一度この法案の第二条関係で、「特定公共電気通信システム」とは具体的にどのような機能を果たした電気通信システムなのか御説明ください。

○政府委員(木村強君) 特定公共電気通信システムの機能といたしまして六つのものを本法案の第二条が規定をいたしております。

各機能の具体的な内容につきましては、一つは、インターネットを利用した事業におきまして、生徒等の学習意欲を高めるような高品質の動画等を配信、利用できる機能が一つでございます。

それから、農水関係では、広域で農業の水管理を一元的に行うことができるようにするため、遠隔地から水路の水門などの農業用施設の制御を行ったり、センサー等を利用して各施設の自動制御を行う機能でございます。

それから、運輸関係では、運送関係の申請、届け出等の手続を官庁に出向くことなく事業所等の

端末にデータを打ち込むことにより済ませることができるようになるため、運送関係のさまざまな申請手続等を同一のシステムによりまとめて処理できるようにする機能でございます。

それから、もう一つ運輸省の関係でございますが、高齢者や身体障害者等の移動制約者が駅等を利用する際の安全を確保するため、そのPHS等に対してホーム等への誘導情報や危険情報等を伝達する機能でございます。

それから、郵便の関係につきましては、内容証明郵便の申し込みを郵便局に出向くことなく事業所等の端末にデータを入力することにより行えるようにするため、ネットワークを通じて受け付け、自動的に郵便物として作成し郵送する機能であります。

それから、無線局関係につきましては、申請、届け出等の手続を官庁に出向くことなく事業所等の端末で打ち込むことにより済ませることができるとともに、その受け付け処理を自動化し、迅速に滞りなく事務処理を行えるようにするための機能ということを想定いたしております。

○但馬久美君 説明を伺いましたが、民間でもできる部分も非常にあるんじゃないかな、そういうふうにも感じるわけです。

この法案の中で、研究開発の対象としているものを今の一号から六号に掲げる六つのシステムに限定されております。今、その理由という内容を含めたんですけれども、こうやっていろいろ列挙されましても、何か幅を持たせて役所の裁量で後から追加できるようなやり方のような気もしいないわけなんです。こういうやり方というのはもう時代にならないうか、行革に反しているんじゃないかな、そういうふうにも感じる部分もあると思えます。

成果の普及についてですけれども、本法案に基づく研究開発の成果は可能な限り広範囲に活用できることが望まれます。本法案四号の二号に「成果を普及すること」とありますけれども、その「成果を普及する」というのは具体的にどのようなこと

ことなんでしょうか。

○政府委員(木村強君) この目的につきましては、通信・放送機構が研究開発を行い、その成果を民間企業などの電気通信システムの開発主体に広く知っていただくということによりまして開発上のネックの解消を進め、我が国全体としても特定公共電気通信システムの開発を促進するということでもあります。

こういった目的からいいますと、この法案に規定いたします措置としては、単に機構に研究開発を行っていただくということだけでは十分ではなくて、研究開発の成果を広く一般にわたっていただく、そういう行為も規定しておくことが必要だということで、成果の普及という業務を規定したということでもあります。そういうことで、こういう形で開発した成果を単に公共分野にのみ活用するだけではなくて、国が率先して一般の方々に開放していただく、こういう立場のため、成果の普及業務というものが盛り込まれたということでございます。

具体的には、新業務の成果を活用して実用化システムの開発を行います民間事業者であるとか、あるいは地方公共団体に対しましてこのような結果につきまします成果に関する積極的な情報開示、情報提供、あるいはセミナーの開催とかレポートの配布等、幅広くこの成果につきましましては普及を行うことが考えられるわけでありまして。

○但馬久美君 やはり民間にも広く普及できるように研究開発の一端を普及していただきたい、そういうふうに思います。

助言及び協力について伺いたします。

本法案の七条関係、通信・放送機構は、共同研究に関して四省庁の試験研究機関に対して、必要な助言及び協力を求めることができる」とあります。具体的にどのような方法を行うのか、人的交流、協議会の設置等も考えているのか、どういうふうにも考えていらっしゃるのか、お聞かせください。

○政府委員(木村強君) この研究開発の推進は、

先ほど来お話が出ておりますように、高度情報通信社会の構築を進める上で重要な政策課題の一つであるということで認識をいたしておりました。国の研究機関におきましてこれまで蓄積されたノウハウを結集してこれを行っていくということが必要だと考えております。いわゆる役割分担というところで、国自身が行った基礎研究の上に基礎から応用へのかけ橋というものが今回の通放機構により研究開発でございます。そういう意味ではベースになる国の研究機関の蓄積されたノウハウというものを結集したいというのがその気持ちでございます。

そういう意味で、本法第七条におきまして、通信・放送機構は国の試験研究機関に対して助言、協力を求めることができるということとして、当該研究機関のノウハウを活用しつつ本来の機構としての研究開発を進める体制を整備するという趣旨であります。

具体的な方法でありますけれども、現時点では、例えば行います研究開発につきまして論文、データあるいは研究者の紹介、研究実施方法に関するアドバイス等を求めるということを考えております。

ただいま先生御指摘のありましたような人的交流あるいは協議会の設置といったようなことにつきましては、今後研究開発を展開していく中で、研究内容によりまして試験研究機関とのより密接な人事交流を行ってやった方がよいといったようなより密接な連携が必要になることも想定をされます。あるいは協議会というものをつくって緻密にきちんとやるというような中身もございします。そういった場合には、先生の御指摘の方法等につきましてもこれを視野に置いて検討してまいりたい、このように考えております。

○但馬久美君 いろいろ伺わせていただきましたけれども、こうやって新しい法案ができればよいとおもいます。ぜひ私は、やはり人間的にもこのことによって幅広くこれがプラスになつていけるように頑張つていただきたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○及川一夫君 及川でございます。まず、衛星等を扱ってきた今の通信・放送機構の問題そのものについてお伺いをしておきたいと思ひます。

皆さんもおっしゃられているように、一九七九年に通信・放送衛星機構として発足しまして、それからこれまでの間業務がどんどん追加されてきたわけけれども、いわば換骨奪胎をしたというふうにしかりから見ると見えません。それでいいんだらうか。今の現実の通信・放送機構の持つていく体質と当初から見るとえらい違いがある。それで一体管理運営というものが実際にできるのかどうかという疑問があるものから申し上げたいし、それから木村局長が言ったように、十一年には管制業務を要するに民営化する、外すということになるわけですね。では残ったのは何かということになれば、それ以外の今の業務全体ということになりますね。

そうすると、当初の発足が通信衛星や放送衛星の管制業務で出発をさせたというイメージで言うところ、これからの時代は衛星の時代だ、したがってそういう前提に立つて管制業務というものも間違いないを起さないとやっていかなきゃならぬという意識込みで私は当時受けとめたわけです。これはそれでいい。ところが、後からいろいろ追加されたという。したがって、今後どうするか。これは松前先生もちよつと触れられましたように、やっぱり考えてみる必要があるんじゃないか。

一口に言えば、どこへ行つたつて情報通信産業という言葉が話として出てくるわけですから、そういうものは実際に政府として、内閣として対応するためには、実際にその面で中心的にやつて対応する省として一体こういう事態に対してどう対応していくべきなのかというところを本気になって見直しをしないといかぬのじゃないかという気持ちがあるものですから、嫌みたらしい言い方をしたかも知れませんが、私としてはまずそういう

う感想を持っています。

そこで、森本理事長、どうも御苦労さまです。ありがとうございます。

それで、実際に理事長として今やっておられまは絶対おっしゃらないはずだが、正直にこういつた点を補強してもらいたいとか、こうしてもらわれないと本来の目的に向かつて成果を上げることができないならできないということがあるんじゃないか。それならそれに対応してこうしようじゃないかという答えを私は出したという気持ちがあるものから、森本理事長に現状を頭に描きながら問題点があれば出してもらいたいし、なければ、今の体制、機構でいいのかどうかということについて、実際の責任者として率直に述べてもらいたい、こう思ひます。

○参考人(森本哲夫君) まずもって、今回当機構に新しい任務を加えていただくことについての法案の御審議をいただいていること、大変厚く御礼を申し上げる次第であります。

今お話しございましたように、当機構は昭和五十四年に通信衛星、放送衛星の管制等を目的として設立されたのは御指摘のとおりであります。その後、昭和六十一年の競争原理の導入、通信の自由化ということと、この情報通信分野にニュービジネスと申しますか新しい産業がどんどん育つてきたわけでございますが、こうした事業を支援する業務が平成二年に新しくつけ加わったわけであり、その後、たかさんの法律によって、身障者に対する支援でありますとかあるいは番組の充実に関する支援でありますとか、いろいろなことが追加をされてきた次第でございます。

特に、平成四年には、我が国の将来の情報通信分野の研究開発について、民間では直ちに実施しがたいリスクの大きい分野についての研究開発、基礎研究からいわば応用研究への橋渡しを任務とする仕事で機構法本体の改正によってつけ加えられた、こういうこととございまして、そのときに名称も御指摘のとおり今日の通信・放送機構とい

うことに改まりました。

確かに、先生かねがね御指摘のとおり、機構法だけ見れば全体の業務がわかりにくい構造に相なっていることは御指摘のとおりではございますが、ただこれだけ激しい動きをいたします情勢の中で、しかも日本の将来に非常に重要な情報通信の分野であるだけに、なかなか固定的な形で仕事ができないということも事実でございます。逆に言えばそれだけこれから先の期待を担わなきゃならない私どもの仕事だということの証左でもあるというふうに考えます。また、法律技術的に見ても、こういう形で累加していただくという形でも時代に即応して将来の情報通信分野の研究開発を行っていくことは大変重要な任務だと受けとめておる次第でございます。

○及川一夫君 そういふお話は結構な話なんだけれども、実際問題として、管制業務というイメージからすれば全く違つた仕事をされているということに、またせざるを得ないという状況なんですよ。

じゃそれでいいのかどうかということになると、一生懸命やっておられることは認めた上で私は申し上げるんですよ。むしろこれは大臣も局長も聞いてもらいたくないだけども、情報通信産業ということの本気になつてお互い考えるからには、もうこの時点では情報通信産業総合対策機構というぐらゐにしないかぬのじゃないか。しかも、今回の法律では、文部省と農水省と郵政省、三つの省が重なつた格好でやられるわけですよ。主務大臣というものが出てくるんですよ。主務大臣と言われるからには、それぞれの省の大臣はそれなりのやっぱり自覚と見識を持つて物を考えると思ふんだよ。

そういったものを通信・放送機構の方に問題を投げて、そこでもつていろいろ検討してもらつていうふうな形になるんでしようけれども、十一年というのはあるんですが、その時期でもいいんですが、思い切つてもう情報通信産業という名前をずばり使つて、それに対する総合対策を立てるん

○及川一夫君 それを検討しているのはいいんだけれども、重点施策としてこれは取り上げなければならぬ、例えば数字で言うとも、新聞にも出ていましたけれども、郵政省は一兆六千億ないしは一兆八千億ぐらいの幅であるらしいが要求していますよね。そして、具体的な内容も出ています。

ところが、それ自体がどうなるのかというのは、丸々いくらかはそれはわかりませんけれども、これはもう郵政大臣の決意、押しのいかんだと私は思うんだが、どちらにしても、それが一千億以下になつてくるような話なんというのは僕は絶対あり得ないと思うんだ。その程度のものであるとすれば、一体大蔵省の情報通信産業に対する認識というのはどういふものなんだということを開かざるを得ないわけですよ。

なぜかという、これは即効性のあるものもあるけれども、あるいは中長期という意味で考えなければいけないものもありますし、国際的に見たら、アメリカにしたらヨーロッパにしたらつてこういうテンポで進んでいるというのがあるわけですよ。

ここに株式市場新聞というのがある。これは毎日出ているそうだけれども、この中に郵政省が発表したやつがあるんですよ。例えば、情報産業関係ということで、送信側、受信側のインフラとして、投資としては十七兆五千四百六十五億円で、こう言っているわけですよ。だから、それは財投でやるのか国債でやるのか、どっちにしたって、い

ずれにしても出すお金ですよ。ところが、これに対する経済効果というのを考えると、三十九兆六千億というふうに出ているんですよ。もちろんそれは来年ばつと出てくるわけではありませんが、数年というものを前提にしています。それほど未来性というか、いわばこれからの産業としては雇用の創出を含めてある。ヨーロッパやアメリカでもそういうような内容で議論され、また具体的に伺えていきますよということになっているわけですよ。

我が国はどちらかというところかなりおくられている

ということが前提なんです。これはおくられているのは、私から言ったら、郵政省の指導もあるでしょう、方針を掲げるやり方にもいろいろ問題はあるでしょう、それから日本の財界、産業界といるのがそれに対してどういう気持ちで対応しているのかということ、いろんな問題点があることは百も承知なんだけれども、とにかく十六兆というのを掲げて日本の経済を立て直さなきゃいかぬ、景気を何とか浮揚させなきゃいかぬ。

そういう中で、大蔵省からもいつまでに出せというふうな話があるだろうけれども、実際問題として、郵政省から考えたなら、そのおくれの問題、それから即効性の問題、それから中長期の問題と求めているとすれば、かなりの部分を取り上げるといふようなことではないかと私は今の内閣はもたないという気がしてしょうがないんですよ。

ですから、そういう認識を持っておられるかおられないかということになると、大蔵省、そういう認識に立ってませんか。

○政府委員(寺澤辰廣君) お答え申し上げます。先ほど申しましたように、現在、政府部内で鋭意調整をしておりますところでございますが、認識はあくまでも先ほどお答えいたしましたような基本方針なり政府の御発言にありまして趣旨を生かして全体の総合経済対策の中で生かしていききたいと考えております。

○及川一夫君 これは当事者だから、それは言質を与えようとはなかなか言わないでしよう。しかし、それがむしろ今の景気を浮揚させない原因の一つでもあるんですよ。もつと夢が持てるようなことを何で財政当局が言わないのかという気持ちになりますよ、僕から言うところ。

それから、木村局長に言っておきたいんだけれども、この前から情報通信産業とは何ぞやと。そうすると、学校のパソコンの話とかそんなものから出てきて、国民生活とかかわりというものをみると、必ずしも理解できぬという状況じゃないか。もう少し理解的なものを出せませんか。クー

ラーの問題だつてそうでしょう、暖房機の問題だつてそうでしょう、電気がまでもそうでしょう、電話回線一本使つて火をとめたりつたりというふうなことができたらいいいですねというところを、これは木村局長自身が私のところに説明に来たときに、そんなこともできるような時代ですということを言われているわけだ。非常に結構な話だ。

それで、私はこの前、郵政省の担当の方を呼んで実はテレビ電話というやつを、私は言つたわけじゃないけれども、持つてきてくれたんですよ。そこで見せてもらったわけです。

私がテレビ電話を言われたのは十五年前なんです。今のテレビの小さいやつ、あの大きさでテレビ電話があつて、NTTですから総裁室から各局長室につないで、それから地方の北海道や九州までの局長室をつないでテレビ電話というのをやつたんです。そのときは白黒だから余りよくなかった。そのときの局長さんたちの反応というのは、電話というのは相手が見えないのが電話なんだ、相手が見えたら、総裁から電話がかかってくる、机の上足を上げて電話ができない、こんなのはだめだ、あかんというのを言つたというおもしろい話もあるんですよ。

ところが、持つてきてもらったテレビ電話は非常にコンパクトで、しかも画面が非常にきれいで。それですぐに幾らだと聞いたら、十五万円だ。それにアダプターをつければ、それが四、五万するでしょう。つまり二十万円で一合買えるわけですよ。相手にテレビ電話があれば、今のネットワークで、今の電話料金で電話ができるというわけですよ。だから、行ったり来たりという格好で考えれば四十万ですよ。四十万でできるわけですよ。十五年前に僕が聞いたときのテレビ電話は二百五十万だった。こんなものはということになるんですよ、四十万、しかも生産されていけば、利用者が多くなればもつと下がりますよね。

そういうものをテレビ電話として、ここにあなたの方で書いた情報通信分野の重点投資という中

にあるわけだ。ところが、先ほど来議論になつていふように、何か過疎地帯の自治体に配置して利用してもらった程度の内容で三千億、こうなっているわけですよ、要求が。

僕はあれを見たときに、かつて白黒からカラーに変わるときに、ふだん白黒だけしか見ていない人間がカラーを見たときにこれは買わないかぬという気持ちになつたことがあるんですよ。まさにテレビ電話を見たなら、買つてやろうじゃないかと。ここで上田さんの名前を出しちゃ悪いけれども、上田先生に、あなた今どきのテレビ電話見たことがありませんかと言つたら、ないと言つたわけですよ。あれを見たらやつてみようじゃないかという気になる。私は厚木に孫がいるが、厚木にちよつと買つて与えて、こつちも持つていてやつたらこれはおもしろいなという気を感じますほどのテレビ電話になつていふんですよ。

だから、いいですよ、高いものだからということとで過疎地帯に、自治体に配置をしてさせるといふのは、それは悪いことじゃないけれども、もう少し大胆に、国民にはこれはわかんないから、どんと打ち出していくような発想がないと、大蔵省だつて説得できないなという感じがするんですよ。こんなことを出すようなやり方じゃないかという感じがしてならないんです。

ということをお考えですが、郵政大臣、いかがですか。今の景気対策の問題を含めてきちつとした対応をしないと、これは本当に内閣物になつちゃうよという気がしてなりません、ひとつどうですか。

○国務大臣(自見三郎君) 及川委員から大変高い視野に立った、また今の景気をどうするか、この日本国をどういふふうな姿に持つていくのか、高い立場に立った御意見を私は感銘を持つて聞かせていただきました。

多くは申しませんが、今大蔵当局からもこの情報通信の分野は重点項目であると。それは総理も言つておられる、なおかつ与党三党の景気対策の中でも重点項目としてきちつと位置づけら

れているという発表があったわけでございます。
今、具体案につきましては政府部内で最終的な調整を行っておりますが、私は今さっきから申し上げておりますように、情報通信というのは、まず景気の回復に資する、それから二点目は雇用の回復、雇用の拡大にもなる、三点目はまさに産業構造の転換にも、あるいはさっきからここで議論がございましたが、個人の生活、それから企業の経営のあり方あるいは社会、経済のあり方、場合によれば行政、政治のあり方まで変わるものだという話も先ほどあったわけでございます。まさに私自身は、高度情報化社会、マルチメディア社会というのは一つの文明が変わることだと、こう思うわけでございます。

実は昨日、首相官邸で科学技術会議が久しぶりにございました。内閣総理大臣が議長で、私もメンバーということで呼んでいただいたわけでございますが、NECの関本会長がメンバーでございまして、関本さんから大変感銘を受けた説明がございました。日本の企業の情報化投資はアメリカに比べて大体半分以下だという話で、全部グラフがあつて、総理、大蔵大臣おられましたが、そういう科学技術に関して実は意見の開陳がございました。

一方、財政も厳しいのはよく我々わかりますけれども、将来の国のあり方、どういった国であるべきか、あるいは夢とロマンをかけてしつかり高い立場に立つて、もうあと何日かで最終成果が出るかと思うわけでございますけれども、私の立場としては、郵政大臣としてはこういった施策が実現するように強く努力をしていきたいというふうに思っております。

○及川一夫君 これは別に答弁要りませんけれども、どちらにしても情報通信産業にかかわる投資というのは私は絶対むだにならないと思っておりますよ。だから、必ず税収としてもいろんな形で返ってくるものだと思いますので、別に大蔵省はそれほど勤定だけやっていると云われないが、我々こうやって議論しているところの意のあると

ころを財政当局の責任者の立場でもう少し多角的に考えてもらねと、本当に生きた議論にならない。最後は、何か知らぬけれども、締め切りほみたいにはばんとけられるというようなことじやかなわねと、それでは政治ができぬぞという思いが私はいたします。

これは別にあなたにわあわあ言うことじやないんですが、ひとつそういう立場から大蔵省としても各省庁のやつを考えていただきたい。とりわけ郵政省のやつはということになります。情報通信産業と直してもらつてお考えいただくようにお願いして、終わりたいと思います。

○上田耕一郎君 上田でございます。
まず木村局長に、特定公共電気通信システムとして、郵政省、文部省、農林省、運輸省の四省六種類になったのは一体なぜなのか、簡潔にお答えいただきたいと思います。

○政府委員(木村強君) 簡潔に申し上げます。
平成十年度予算の概算要求を行うまでに、共同連携して研究の成果を省庁間で相互利用するといった総理指示の趣旨を踏まえまして、関係省庁と連携した研究開発につきまして通信・放送機構のノウハウの活用が可能かどうか、それから相手省庁の予算事情等、それからそういったシステムが本当にニーズの強いものであるかどうかといったような状況の中で、最終的に結果的に文部、農林、運輸、郵政を含めまして四省共同で六つのシステムが研究開発の対象となったというのが事実の経緯でございます。

○上田耕一郎君 公共分野ということで、各省庁の状況とか予算関係もあるでしょうけれども、国民のニーズとの関係が一つ大きな問題だと思うんですね。

私、この六つのシステムを見まして、一番これは緊急でニーズが強いなと思つたのは運輸省の移動制約者支援システムです。と申しますのは、私は障害者対策もやっておりますので、障害者と懇談会をやっているんですけども、視力障害者から毎年落ちないホームをつくつてくれという要望

が出るんです。例えば九五年は滋賀、大阪、神奈川で三人がホームから転落死している。昨年は三月に池袋でホームから転落して肋骨を折つたと。鉄道事業法も安全と書いてあるんだから、とにかく落ちないホームをつくつてくれと言ふんです。

落ちないホームをどうやってつくるんだらうと思つて、僕もわからなかつたんですけれども、先日、障害者プランの議員連盟ができています。そこで運輸省がこういう通信を使つて障害者を誘導する研究をしているという話があつて、僕は非常に喜んで質問をしたことがある。今度いいよ予算がついたんだなというふうに思つたんですけども、この図を見ますと、現在は視覚障害者は危険、将来は経路案内、危険通知等のサービスが可能というんです。

運輸省に少しお伺いしたいんですが、これから研究しようというんだけど、例えば視覚障害者の方はホームを歩くのに黄色いマークの上を歩いたりしているんだけど、しばしば転落が起きているんです。視覚障害者がPHSの端末を持って駅の設置の電波の誘導で落ちないように安全に行けるということになるんでしょうか。これをまずお伺いしたいと思います。

○政府委員(土井勝二君) お答え申し上げます。
ただいま先生のお話にございましたように、視覚障害者の方を含めましていわゆる移動制約者の方が駅などでスムーズに歩いていただく、移動していたいただくことは大変重要なことでございまして、運輸省といたしまして前から例えばエレベーター、エスカレーターの設置でありますとか、あるいは視覚障害者のためのいわゆる黄色い足元の表示板とか、そういったことの整備を進めてきておるわけでございます。

それで、私ども、郵政省の方とも御相談をいたしましたので、今回のこの法案について、PHS等の携帯端末による移動制約者支援システムの開発ということをやつてまいりたいというふうに考えてございます。

具体的に、視覚障害者につきまして、先生も今御指摘にあつたようなホームから落ちるといふのは大変危険でございますので、例えばこのシステムを利用してプラットホームの縁までの間隔を自動的に知らせるとか、あるいは階段の場所をお知らせするとか、あるいは立入禁止区域への進入について情報を提供するとか、こういった危険を回避するサービスをこのシステムを使つてぜひ開発をいたしたいということ、今運輸省として考え、また郵政省の方とも御相談をさせていただいているという状況でございます。

○上田耕一郎君 これはなるべく早くやつていたいただきたいんですけども、機構の研究開発というのは三年から五年というんですが、運輸省としては大体いつごろまでに実現化、実行できるというような見通しをお持ちなのか。

それと、どのくらい金がかかるかですね。一つの駅にこれを設置するのは、実際に実用化の段階に入つたときにはどのくらい費用がかかるのか。もし試算その他があつたらお聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(土井勝二君) これから研究開発をスタートするわけでございまして、確たる目標年次というのをまだ考え得る状況でございせんが、運輸省自身のもくろみといたしましては、おおむね三年程度で開発ができなかなと。こうした研究開発ができると、これは鉄道を念頭に置きますと、具体的には民間ベースでそういうシステム自体が実用化されていくというふうに考えております。

費用でございまして、率直に申し上げて、まだ幾らぐらにかかるといふのはわかつておりません。

○上田耕一郎君 なるべく早く実現して、全国の視力障害者が安心して列車を利用できるようにするようお願いしたいと思つています。

運輸省、どうもありがとうございます。次に、法案のことでございまして、ずっとこれを讀ませていただいて、ちよつと立法技術というか

一つは、何で機構法の改正にしまかつたんだらうかと思うんです。この法案を見ますと、第六条で「機構法の適用」といって、どういふうに読みかえるかざらつと書いてあります。結局、機構にかゝつたシステムの研究をせよというわけだから、機構法の改正で可能だつたんじゃないだらうかという疑問が一つあります。

もう一つは、この六つをやるんだけれども、先ほどもお話があつたように、一つの研究を三年かから五年でやるというんでしよう。三年から五年で大体研究が済むと、今度は普及、実用化ということになるんだけど、これはまた機構の研究とは別のところになるわけです。そうすると、これは恒久立法なんだけれども、六つだけなら時限立法でいいんじゃないだろうか、そういう疑問が二番目に出るんです。何で恒久立法なんだろう。その問題と関連するんですけど、当面六つは

その問題と関連して、いろいろと先順位があらう。だど。先ほどの御説明でいろいろの優先順位があらうので、四省庁で六つ。そのほかにもたくさんあるんで、私、調査室の資料なども見せていただき、またしたけれども、昨年の五月、経済構造の変革と創造のための行動計画が策定された。この行動計画に、画にいっぱい書いてあります。昨年の十二月、三年前の閣議決定の行政情報化推進基本計画の改定が行われた。行政の情報化のための改定、これも資料を拝見すると、いや、物すごいものです。これはもうずらっとありますよ。これを全部機構で研究開発が要るかどうかは別として、どうもこの六つ以外に政府が決めた行政情報化推進基本計画の具体化のためにもまだまだかなり研究すべきものが出てくると思うんです。

そうすると、この六つ以外に、また一つずつ全部ここに法律を改定して入れ込まなきゃいかぬものと。もつと包括的な規定でできないんだろつかと。思うが、先ほど大蔵省が見えていたけれども、どうも大蔵省が法律で決まらないで予算を出せないというので、一つ一つ法律化して予算化しなきゃ

○政府委員(木村強君) まず、先生第一の御指摘につきまして、御指摘といひますか疑問ということとでございましたが、機構法の改正ではできないのかということでございます。

通信・放送機構は、その目的でござい
ます。宇宙における無線通信の普及と電波の有効な利用がその一つ、それから二つ目が「通信・放送技術の向上」、この二つを目的とする法人でござい
ます。今回追加しようといいたします業務は、公共電気通信システムの開発を促進するため、通信・放送技術を基礎として教育等他分野の技術に
関する研究開発を行うものであるということで、通信・放送技術の向上を目的とする機構の性格は維持を
するということで、その上に立つて追加業務を実施させることが適当だとい
ます。

機構の目的とする機構の性格を維持しつつ追加業務を実施するということの手法として、機構が特例的に実施する業務と位置づけて、通信・放送機構法とは別法として措置するということで、目的によれば単に機構法の改正でも結構ですが、目的を超えるものでありますけれども目的を改正することによって通信・放送機構そのものの組織としての性格を変えるに至らないものであるということで業務の追加をした、こういう考え方でございます。

それから、第二点目の恒久立法云々という御疑問でございます。

今回の法律を御可決いただきました後は、六分野のうちまず十年度から着手するものはおう既に決まっておりますが、来年度以降につきましてもこの六つの条文に書いてございます条項の中で、例えば「学校教育及び社会教育において視聴覚教育を行うための機能」といいますのは、今回考え

それから、例えば舞臺問題とかあるいは先生たくさんあるよと先ほどおっしゃいましたけれども、遠隔医療であるとか福祉の問題等、この法律の条文で読めないものにつぎましては、確かに実施する場合には法律の改正が必要でございます。しかし、これはあくまで機構の業務、認可法人の業務をはつきりと明定させてあいまいな形になら

ないようにという趣旨もありまして、先生方の審議を経て一つ一つやるべきものをはっきりさせるというのが現在の私どもの考え方でございます。こういった法律を改正してやらなきゃいけないというものがこれからもふえてまいる見込みが非常に多くございますので、こういった段階では私ども例えば政令委任といったような形で、システムの内容が専門的かつ多岐にわたっていくという状況になれば、政令に委任をしていただくということにつきましても法案審議等の中で先生方の御理解が得られるものではないか、このように考えております。

○上田耕一郎君　これからやっぱりかなり数多くなりそうだと。その場合、政令委任も考えるというお話ですが、縦割りの省庁が、いろいろ出てきてその中で共同してやらなきゃならぬ、イニシアチブはやっぱり郵政省が情報通信関係はとらなきゃならぬ。各省庁いろいろやましがるものもあるでしょうしね。そういう縦割り関係の中で本来に総合的に効率的に仕事を進める上で郵政大臣の責任は非常に大きいと思うんです。

四年前にできた総理大臣を本部長とする高度情報通信社会推進本部、これは副本部長は郵政大臣でしょう。一々総理大臣にイニシアチブをとってもらうわけにいかないし、だから、こういう各省

高度情報通信社会推進本部という話が出たわけでございますが、橋本総理が本部長で私が副本部長、あと通産大臣と官房長官が副本部長ということでございますが、実はきのう首相官邸でこの会議が開かれました。きょう載っている新聞もございましたけれども、基本方針を考え直すという結論になりました。

これはたしか基本方針ができて三年たつわけでございますが、今さき私が申しましたように、高度情報通信社会というのは非常にテンポの速いものでございますから、基本方針をつくり直すということを実はきのう決定させていただきました。

そういった中で、今先生から御指摘ございました研究開発、縦割りの壁を乗り越えてやれというような話もあったわけでございます。大変大事な課題でございますから、こういった基本方針をまたつくるということでございまして、私は筆頭副本部長ということでございますから、やはり郵政

省として責任もございまして、日本国、国家、政府一丸となってやる必要が大いにあるわけでございますから、そういったこともまた同時に検討させていただきますというふうに思っております。

○上田耕一郎君 私どもは、今度の法案は特定の民間の大企業に対する補助金を出すようなものではなくて機構が直轄で研究するという建前になっているので、賛成の態度をとることになっているんですけれども、きょうもいろいろ機構の問題が出ました。私は、機構の一番大きな問題は、實際、特定大企業の肩がわりをするような役割を果たしかねない、これが大きな問題の一つだと思うんです。

経済総合対策、どうやらあす発表になるらしいんですけれども、その中で郵政省関係は、情報通信行政関係に一兆八千億円ということになってるんです。

大蔵省の方は今はいらつしやらないようですが、先ほど主計局長は何も言わなかったけれども、新聞によりますと、読売新聞十六日付、「光ファイバー巡行対立激化」、大蔵省は、「民間事業者の投資を国が肩代わりするのは問題だ」と批判する文書を十三日に作り、対策に盛り込まないよう自民党幹部らに説得工作を展開した。十五日に郵政省が今度は反論文書を出したということになってます。日経十五日付によると、「大蔵省の反論文書は光ファイバー網整備について、「学校のニーズに応じたものでなく、NTTなど民間事業者の収入を保証するため学校を利用するもので本末転倒」と断じている。」と、なかなかすごいですね。毎日新聞四月十六日付によると、大蔵省は、「インターネットに光ファイバーは過大」だと。相当な論文を大蔵省が出したようですね。毎日には全部表になってます、郵政省がどう反論したか。いやいや、これはなかなかです。

だけれども、大蔵省もどうも我が日本共産党と同じ疑惑を今度の一兆八千億円については持ったよう、いかに我々の疑惑が根拠があるかということとが一つ証明されたと思うんですけれども、大蔵省、郵政省の情報通信関係の九八年度予算は、電波監理関係を除けば、ここにありますけれども六百一億円なんです。その三十倍もの予算が今度出ていくんです。これは三十倍です。なかなかそれはすごい話です。

文部省、お見えになってますね。いろいろ問題になっておりますけれども、学校等の情報通信システムの高度化。これは光ファイバーで学校のインターネットをつなごうというのですけれども、八千三百億円。新聞記事によると、大蔵省が批判する根拠は、一つは、郵政省はこういう予算根拠について詳細は詰めていないと言っているんです。このあいまいさが大蔵省の批判を

出しているというんですが、郵政省はどうですか、これ、八千三百億なんてなっているんだけれども、積算根拠はしていないんですか。

〇政府委員(谷公士君) 今、この問題については私も政府の内部でいろいろ検討し調整をしてる段階でございまして、確定的なことを申し上げられるわけではございませんけれども、小・中・高等学校へのパソコンの配備につきましては文部省におかれまして着々と進めておられまして、近々全校へのクラス分の配備が終わるといふふうに承知をしております。

一方、アメリカあるいはヨーロッパにおきましては、二〇〇〇年程度をめどにしてすべての教育機関にインターネットを接続するという計画を着々と進めております。

私も、せっかくこのようにパソコンが配備されるわけですから、そのパソコンがオンラインといえますから、インターネットに接続して使えるようなものになるということが極めて望ましいし、そういった形の情報化の教育というのは次代を担う児童にとつては非常に重要なものであると考えておりますので、この機会にせっかく配備されますパソコンがいずれもインターネットに接続して使えるようにすることが望ましいと思うわけでございまして。

そういたしますと、小学校の場合には一クラス分二十二台、あるいは中・高等学校におきましては四十二台分の配備計画と伺っておりますので、これを一台ずつ順番につないで使うというわけにもまいりませんから、つないで使うということになりますとそれなりの容量が要るわけでございまして、電話を二十二本引くかわりに光を一本引けば済むということでございます。

また、同時に、次代の情報通信基盤として、光ファイバーの加入者網への敷設整備を政府としても計画的に進めておるところでございまして、もちろん実行しておりますのは通信事業者でございまして、そういう意味で、先ほど申し上げましたような配備されましたパソコンにイ

ンターネット接続をするのであればこれぐらいの費用がかかる。

ただし、これは一挙にやるわけでございまして、相当節約できる部分もあるわけでございまして、現在の約款の料金よりはかなり低廉なもので契約することのできるのではないかと、いふような計算をしておりますのでございまして。

〇上田耕一郎君 これは読売新聞の二十二日付です。今度の計画について文部省は「快速電車から新幹線に乗り換えるような感じ」と言っている。にわかにはいきなり新幹線に乗り換えたというんです。現場の人もいろいろ出ていて、いきなりこういうことで一体できるだろうか。専門家の教師は、五年から十年ぐらいかけて整備する覚悟でないとうまくいかないだろうと。やっぱり人材の問題もある、設備の問題があるし、それに先生方が習熟できる知識も要るし、下手をすると過労にもなる。その人材をどう養成していくか等々ね。

文部省はこの計画、いきなり新幹線に乗り換えたというんだけれども、これまでのインターネットの接続状況、それにかけた費用、それから今度の全国四万校の小中高校へのインターネットの接続で、これを本当に運用できる自信と見通しがあるのかどうか、率直なところをお伺いしたいと思ひます。

〇説明員(加茂川幸夫君) 学校におきましてインターネットの接続についてのお尋ねでございまして、現在の最新の情報、私どもの調査によりますと、平成九年五月現在でございまして、公立学校におきましてはインターネットの接続状況、学校によつて差がございまして、高等学校で七〇%程度、中学校で二二%、小学校では七%などとなっております。全体の平均で約一〇%の現状にございまして。

文部省としましては、インターネットを活用した各学校における情報教育を進めていくことは大変重要であるという認識のもとに、インターネット

ト接続を、中学校、高等学校につきましては平成十三年度までにすべての学校について、また小学校につきましては平成十五年までの間にすべて接続できるように所要の財政措置を講じて計画的に整備を図ろうとしております。

この通信費でございまして、自治省と協力をいたしまして必要な経費を地方交付税により措置をいたしてございまして。平成十年度に始まりまして、今申しましたそれぞれ平成十三年度、十五年度を目標に整備を図ろうとするものでございまして、経費は完成年度でおよそ八十億円程度の費用でございまして。

また、先生これとは別途光ファイバーを各学校に配備、整備したときの利用の可能性についてのお尋ねでございまして。

にわかにはここで答えをすることは大変難しいわけですが、光ファイバーを十分に活用するためには、何よりそれを使う教育内容、指導方法の確立、あるいはこれを用いて授業を展開する教員の指導力等一定の条件整備が整わなければ、これをすべからず使うということにはわかに申し上げにくいという状況にございまして。ございまして、学校の指導展開の可能性というものはいろいろな機器が整備されることによって可能性が高まることもございまして、そういった観点も考慮しながら対応すべき事柄かなと思つておるわけでございまして。

〇上田耕一郎君 私たちも、これは学校に光ファイバーがつかないで、インターネットが本当に生きた形で進むことは賛成です。ただ、政府が、今の橋本内閣が、本当にどう総スカンの状況の中で、何とかしなきゃならぬ、十六兆円、今までの公共事業ではもとこれ効果がないと批判が出る、情報通信の投資ならこれ分内というので、子供たちのためじゃなくて自分の内閣の延命のために一兆八千億持ち出して、それで文部省も困っちゃうというふうなことはこれはもう漫画にもならぬと思うんです。これは、そんな内閣の延命のためでなく、子供たちのために、日本の学

校の教育のために、本来の意味での情報通信社会化のためにやる必要がある。私はどうも今度の八千三百億というのはそういう非常に大きな問題点を含んでいると思います。

あと、一つ一つやろうと思うと大変なんです。ね。光ファイバー基幹網、約三千億円でしよう。それから地上放送デジタル化、二千億円でしよう。民放連の氏家会長がこの間地上放送デジタル化をやるんだという公的支援を言ったのにならば、これまたええものになりますけれども、それから先ほども出ましたテレビ電話、これ三千億円でしよう。一兆八千億でしよう。全体として非常にそういう大変な、いわゆる泥棒を見て縄をなうと言っているんだが、泥棒の穴が全体として色を染めていると思うんですけれども、実際にこれだけの仕事はどうなります、局長、やっぱりこの通信・放送機構を經由してやるのが多いんですか、光ファイバー等々。

○政府委員(木村強君) 私ども、かねてから二十一世紀を展望して原動力あるいは経済の活性化と情報通信というのが非常にキーワードであろうというところで、世界が取り組んでおる中でその重要性を訴えてまいりました。

今政府部内におきます最終調整が行われている段階でありますので、詳細を御答弁申し上げますのは控えさせていただきますとは存じますが、通信・放送機構というのはこういった諸施策を展開する上で最もふさわしいスキームであると。例えば、研究開発のスキーム等は、先ほど来御質問等の中で出ておりますけれども、一つの仕事として通信・放送機構の重要な役割の一つになっております。そういう意味で、例えばガバピット級のラインを日本列島に引くといったようなこと、それから先ほどお話がありましたデジタル関係の研究開発といったようなものをこの通信機構の仕組みを通じてやるのが非常にふさわしいんではないかといったようなこと等々、内容によりまして通信・放送機構を適切に使わせていただくというようなことはございます。

すべてが通信・放送機構ということではなくて、それぞれの目的を達成するためのスキームをどういう形で考えるかというところは私どもの内部の課題ということで検討を進めておるという状況でございます。

○上田耕一郎君 やはりすべてでなくてもかなりの部分かわかることになるだろうと思うんです。

私は前から指摘していたんですけれども、経団連の会長が会長をやっております基盤技術研究促進センターというのがあるんです。これは投融資合わせて毎年二百六十億円のお金を使っているんだけれども、公的資金を大企業の技術開発につぎ込むトンネル機能みたいになっているんです。この通信・放送機構も大企業の技術開発を肩がわりする第二のそういうトンネル機能になりかねないと思うんです。基盤技術研究促進センターというのはNTT株の売却益で設立して、財界による財界のための研究開発支援機関だと、こう批判されているんです。

きょうも、最初、昭和五十四年ですか、衛星管理等の機構として生まれた機構が、それがずっと実際に換骨奪胎されていった経過についてもいろいろの問題が生まれただけで、そういう換骨奪胎の中で、情報通信産業が二十一世紀のリーダー産業だと言われるほど産業における地位が非常に高まっている状況の中で、この機構もまただんだん肥大化してさまざまな仕事を抱え込んで、この一兆八千億も、機構の肥大化、肥大化と同時に変質の危険もやっばりあると思うんです。先ほど森本理事長はなかなか立派なお答えをされたけれども、理事長個人の意思にかかわらない、今の政治全体の流れの中で機構がそういう役割を果たさかねない、そういう問題が生まれていると思います。

大臣、機構について今どういう認識と今後についてお考えか、お答えをいただいて質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(自見庄三郎君) 情報通信というのは

我が国の経済の活性化や、また二十一世紀に向けて社会経済システムの変革を推進する原動力として重要な役割を果たしていると思っております。このために、通信・放送機構の問題でございまして、今さっき先生の話にもございました政府の総合経済政策の検討に際しまして、社会全体の情報化を先導する公共分野の情報化の推進あるいは情報通信の高度化を牽引し、我が国の知的資産の蓄積をもたらす研究開発のための基盤施設の整備などを通じて我が国経済の活性化に貢献し、また国民全体が高度情報社会の恩恵を早期に享受できることを目的として施策を進めているものであります。そして、いざにいたしましては通信・放送機構の目的はそういった目的でございまして、いずれは個別企業の事業活動の支援を目的としたものではないというふうな思っております。

しかし、そういった中で、必要に応じて通信・放送機構の活用を検討することがあっても、今さっきの質問にも答えましたように時代が大きく変わっているというわけでございまして、そのたびにやはり国民の要求するニーズあるいは政府の果たすべき役割というのは、特に情報通信の場合は発展が非常に急なものですから変わっていくところもございまして、その際、やはり有効にこの通信・放送機構を活用することが必要であって、今さっき話が出ました研究開発あるいはいろいろな施策の支援をするというところは格別問題は問題がないというふうな思っております。やはり長期的な視野に立つて常に機構の有効性、有用性についてはきちっと検討するところは検討する必要があると、このように思っております。

○上田耕一郎君 終わります。

○戸田邦司君 自由党の戸田でございます。

今回のこの法律改正ですが、基本的に非常に大事な部門ではないかと思っております。私自身、技術開発関係に相当深いかわりを持ったことがありますが、技術開発というのは非常に難しい問題でして、今まで国の研究開発にかかわることであるケースが見られるわけです。

ちょっと古い話をしますと、民間は完全に開発を終わってじっとしている、国はそれについて規制をかけようと思っているんだけれども民間からの情報は一切とれない、国が後追いで実証的に研究開発をして規制のための確認をしなければならぬ。これは非常に非効率なんですね。実例を申し上げますと、自動車の排気ガスの規制、これは民間会社は各会社がすべてある程度めどを立てていた、しかし国の方は規制するに当たって確認がとれない、それでいたし方なくどの程度までの規制が可能かという研究を後追いでやった。これは各会社のパテント、ノウハウにもかかわることです。そこで出てこないんです。そういった研究なんというのがあります。これはむだと言えはむだだけれども、仕方ないと言えは仕方ない。

それから、国が一生懸命やっているうちに民間が飛び越えていってしまふ。国が研究開発を終わつたときには既に民間は実用化しているとか、そういうケースは幾つかあります。それから、海外でもう既に実用化されている、しかし日本から開発をしよう、システムが合わないとかそれから若干状況が違う。実例を申し上げますと、先ほど山本委員からお話のありました高速道路の料金徴収。これは外国では実用化されている。これを実際に取り入れようとして、その中身をかなり詳細に聞いた上で開発が始まったと私は見ております。それで日本における導入はかなりおくられてきている。これはいざ実用化される、間もなく実用化されるんではないか。そういう問題は問題とか、よく見ていると本当にこれだけのかなと思ふような開発もあります。

それから、これは切り口が違いますが、大体もうこんなことをやればできるんだという、しかしやったことがないから実証的にやってみないとならないなというふうなものもあります。

私は今回の、特に公共的な部門での研究開発というのは、いろいろなニーズを合わせて共通のシステムをつくっていくということに一番大きな眼目があると思いますが、そういう意味では先ほ

ど申し上げましたような一種のむだと言っているようなものではないと確信しておりますが、その辺いかがでしょうか。

○政府委員(木村強君) 研究開発ですから、官であれ民であれ、それぞれの研究目的に沿って競争していくというバックがあることは非常に重要なことだと考えております。

しかし、今回の法案で提案をいたしておりますシステムは、国民の皆様からもそういった期待が強まり、かつ政府としてもこれをしなければいけない、しかしやはり通信・放送技術というものがベースになるものですから、政府間でよく連絡をとってむだのないように効率的にやっていくという趣旨で生まれたものでありますので、先生の御指摘のようなおくれたものあるいはニーズのないものあるいは重複するものといったようなものではなくて、むしろ前向きにこれから取り組んでいくそういう研究開発であるというふうに考えております。

○戸田邦司君 そういうことだろうと私も思っておりますが、今回の研究開発のコアになる部分というのは、現時点でのいろいろな要素技術、それから道具立て、それにソフトを含めてのシステム、そういったものが総動員されているいろいろなニーズにこたえていく、そういうようなことになるだろうと思っております。

今回、研究開発項目が六種類に限定しておりますね。六種類に限定したというのは、ある程度絞っておかないと研究が進まないところがあると思っておりますが、これは同様の問題が起これば応用問題としてすぐに対応できるというようなものが出てくるんだろうと思っておりますが、その点が第一点。

それからもう一つは、各省からいろんなニーズを持ち寄ってきているんですが、そこで各省自己主張がいろいろあるかと思いますが、その辺はうまく調和して進められるのかどうかという点についてお伺いしたいと思います。

○政府委員(木村強君) 政府部内での大蔵原案が

確定しました以降、予算関連法案ということでこの法律を内閣法制局に持ち込みまして審議をし、政府として国会に提案をさせていただく過程の中で、各省庁合議ということと法案の協議の段階がございまして、四省庁協議ということですから、当然それまでに関係する省庁間ではある程度の合意ができておりましたけれども、やはり法律の段階になりますと、それぞれの立場でどうだああだという議論がございまして、それから、郵政省とは直接関係ないんですが、例えばありますけれども、農業の水利システムをやる場合に、建設省としてはどうかという農水省と建設省との関係の問題といったようなことも含めまして、この法案ができるまでの過程では先生御指摘ございましたように各省庁のやはり立場、主張というものがございました。

しかし、無事に予算関連法案ということで一定の期日までに提出をさせていただきましてということで、関係者は、非常に私どもの職員も徹夜徹夜で苦労したわけでありますけれども、とんざすることなくここまでこぎつけたということで、各省連携の一つの成功例だということで、これからこういういった気持ちを持って内容の充実に努めてまいりたい、このように考えております。

○戸田邦司君 実際、この研究開発を発足させるということになれば、各省相争ってなんてことはもうやっていない暇はないんだろと思っておりますが、関係者の皆さんでよく協力して進めていただきたい、こう思います。

今回の法改正の中で、高齢者、障害者に運輸関係の情報を伝達する、そういうような事項が含まれております。高齢者・障害者対策というのは、これからやはり我が国の政策の中で一つの大きな柱である部分、ノーマライゼーションという言葉があります、ああいう言葉で重要性が強調されておりますように、これから特に重要になってくるんじゃないかと思っております。私、海外に住んでいたときに、車いすの人が平気で町に出てくるんです。なぜ彼らは安心して出

てこられるかというと、何か困ったことがあると見ず知らずの人が必ず助ける、そういう社会的な約束という仕組みとか、そういうものができていまして、日本の場合なかなかそこまできかない。大体の人は知らぬふりして通り過ぎてしまふ、というふうなことがあるんだろと思っておりますが、いざにしましても、これから高齢者、障害者についての対応が非常に大事になってくる中で、郵政省としてはどういうような対応がこれから考えられるでしょうか。大臣よろしかったら一言お願いしたいと思います。

○国務大臣(自見庄三郎君) 戸田委員にお答えをさせていただきます。

政策はもう戸田委員の方がずっと御専門でございますので、今さっきから研究開発に対する大変貴重な経験を踏まえた御意見を聞かせていただいたわけでございますが、同時に、政策一般、やつぱり光と影があると思いますが、

高度情報通信社会あるいはマルチメディア社会というのを実現せねばなりません、そのために一生懸命努力をさせていただいておるわけでございますが、同時に、今御指摘の高齢者、障害者の方々がいわゆる情報弱者ということになったら、これはそういうことになれば健康者との間に情報格差が発生し、それが社会的、経済的格差につながるおそれがあるわけでございますから、高齢者あるいは障害者の方々のための情報通信システムの中における対策、政策というのは大変大事なことで、だといふように私は基本的に認識をいたしております。

そういった中で、今郵政省をいたしましては、具体的には通信総合研究所において手話・音声変換システム等の基礎的、汎用的技術の研究開発をいたしております。実は先般、私は通総研に行かせていただいて、実際にこのデモンストレーションを見させていただきました。手話の方が来られて、速達にしてください、こういった手話をテレビの前でやりますと、それが完全な音声に変換になりました、

今度はこちらの健康者の人が三百五十円ですと言いますと、テレビで手話で三百五十円ですと出るんです。ユニバーサル端末の研究開発と言おうとございまして、実際にデモンストレーションを見せていただくと、本当に進歩したなと、これはデモンストレーションでしかたけれども、これだと本当に手話で話される人が郵便局へ行つて助かるな、そういった気がしたわけでございまして。

また、インターネットのホームページに、パソコンのかわりに電話機、音声の変換でございまして、が、やアクセスを用いて簡単にアクセスできるシステムの検証実験を実は金沢市でやっております。インターネットでやると、キーボードがございまして、私どももなかなか苦労するんでございまして、ましてや高齢者、障害者の方々がインターネットでキーボードをたたくというのはなかなか困難なこともございまして、音声であるいはフラスコでも書いてやればそれがインプットできる、そういった実験をやっております。

それから高齢者、障害者の方々のための情報通信システムを開発する民間企業等に助成をさせていただく、こういったことをさせていただいております。

また、本年度には、特に情報バリアフリーと申しまして、高齢者、障害者の方々の、なおかつさまざまなハンディキャップに対応できるように調整機能を有する情報システムの研究開発を通信・放送機構において実施をする、こういったことをやらせていただいております。いろいろな情報をキャッチしてその意思をきちつとインプットして機械が作動する、こういうことでございまして。

そういったことを含めて、繰り返しになりますけれども、高齢者、障害者の方々の、特に高度情報通信社会を迎えるに当たって、こういった方々に対する政策というのは極めて重要な施策だといふように私は認識をいたしております。

○戸田邦司君 大変親切なるお話をいただきましたが、この分野というのは我々が想像する以上の

スピードでどんどん進んでいる分野でありまして、技術的にシステムとして進んでいっているという面があるんですが、それを具体的にアプライしていく、応用していく、利用していく、そういう面でなかなか一般の民間に任せておいては進まないようなところもあるかと思えます。ぜひそういう面で郵政所管の分野でそういったことをイニシアチブをとって進めていただければということをお願ひしておきたいと思えます。

全体をひっくり返して考えますと、やはりそれ相当の予算をつぎ込んで大々的にやるということでもありますから、ひとつ効率的によい結果が生まれますように関係者の皆さんに御努力をいただけるようにお願いしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○委員長(川橋幸子君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。——別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(川橋幸子君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、但馬委員から発言を求められておりますので、これを許します。但馬久美さん。

○但馬久美君 私は、ただいま可決されました特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律案に対し、自由民主党、民主党・新緑風会、公明、社会民主党・護国連合及び自由党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律案

に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり次の事項について万全の措置を講ずべきである。

一、通信・放送機構については、平成八年十二月二十五日閣議決定された行革プログラムに従い、管制業務について経営の自立化を着実に実施すること。

二、通信・放送機構が行う研究開発の推進に当たっては、我が国の情報関連産業の円滑な発展に資するよう配慮するとともに、民間の研究開発能力を十分に活用するよう努めること。

三、本法における各事業については、その期限の終了に際し、その成果について外部の有識者による客観的な評価を行うこと。

四、通信・放送機構における研究開発に従事する者のモラルの維持及び開発のインセンティブの高揚等に配慮すること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(川橋幸子君) ただいま但馬委員から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(川橋幸子君) 多数と認めます。よって、但馬委員提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、自見郵政大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。自見郵政大臣。

○国務大臣(自見庄三郎君) ただいま特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律案を御可決いただき、厚く御礼を申し上げます。

本委員会の御審議を通じて賜りました貴重な御意見並びにただいまの附帯決議につきましては、

今後の郵政行政を進めるに当たり御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。

まことにありがとうございます。

○委員長(川橋幸子君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(川橋幸子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時十一分散会

平成十年五月六日印刷

平成十年五月七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K